

## 第4期

# 島本町ひとり親家庭等自立促進計画

令和2年3月

島 本 町



## はじめに

母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭の皆様は、「子育て」と「生計の担い手」という二つの役割を一人で担わなければならない、子育て・育児、家事、就業など、さまざまな悩みや不安を抱えておられます。このため、それぞれの家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行い、子育てと仕事を両立し、経済的にも自立し、子どもたちが健やかに育つような支援を充実していくことが求められています。

島本町では、「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」を基本理念に、平成 17 年 3 月に「島本町母子家庭等自立促進計画」を策定し、その後、平成 22 年 3 月に「第 2 期島本町母子家庭等自立促進計画」を、平成 27 年 3 月に「第 3 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、このたび、「第 4 期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたしました。

本計画は、ひとり親家庭等の皆様を対象としたアンケート調査により判明した、ひとり親家庭等の生活実態や支援策へのニーズなどを踏まえ、令和 6 年度を目標年度として、施策の基本的な方向性を示しています。今後は、本計画に基づき、基本理念の実現に向け、施策などの効果的な推進に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました母子家庭、父子家庭、寡婦の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました島本町住民福祉審議会委員の皆様から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進にあたりましても、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

島本町長 山田 紘平



# 目次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定	3
5. 計画の推進	3

## 第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況

1. 本町の状況	4
1) 人口の推移	4
2) ひとり親家庭世帯数の動向	5
3) 離婚の状況	7
4) 児童扶養手当の状況	8
5) ひとり親家庭医療費助成受給者数の状況	9
6) 生活保護母子世帯数の状況	9
2. 第3期ひとり親家庭等自立促進計画の進捗・達成状況	10
1) 基本目標 1. 相談支援・情報提供の充実	10
2) 基本目標 2. 就労支援の充実	13
3) 基本目標 3. 子育て・教育支援の充実	16
4) 基本目標 4. 生活支援の充実	20
5) 基本目標 5. 啓発・交流の推進	23
3. アンケート調査からみた課題	24
1) ひとり親になった直後に関する事	24
2) 住まい探しに関する事	25
3) 仕事・就労に関する事	25
4) 子どもに関する事	27
5) 本人の悩みに関する事	29
6) 相談や情報提供などに関する事	31
7) 差別や偏見などに関する事	33
8) ひとり親家庭や子育てなどの支援事業・制度に関する事	33
9) 子育てや生活支援などに関する事	35
4. 課題のまとめ	36

### 第3章 基本理念

1. 基本理念.....	38
2. 基本的な視点.....	38
3. 基本目標・方向性.....	39
4. 施策体系.....	40

### 第4章 施策の展開

#### 基本目標1 相談支援・情報提供の充実

1. 相談支援の充実.....	41
2. 情報提供の充実.....	43

#### 基本目標2 子育て・教育支援の充実

1. 子育て支援の充実.....	44
2. 教育支援の充実.....	46

#### 基本目標3 生活支援の充実

1. 経済的支援の充実.....	47
2. 医療・住宅支援の充実.....	48

#### 基本目標4 ワークライフバランスの実現

1. 就労支援の強化.....	49
2. 能力向上への支援.....	50
3. 働き方の見直し促進.....	51

#### 基本目標5 啓発・交流の推進

1. 啓発の推進.....	52
2. 交流の促進.....	53

### 参考資料

1. 島本町住民福祉審議会 条例.....	55
2. 島本町住民福祉審議会 委員名簿.....	57
3. 島本町住民福祉審議会 開催経過.....	58
4. 用語集.....	59

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭では、子育てや生計を母または父が一人で担うこととなり、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増大、所得格差などの社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況にあるものと思われます。このため、精神的・経済的な負担やストレスは大きく、子どもの健全な成長にも影響しているものと想定されます。

国においては、ひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成14年に「母子及び寡婦福祉法」などの関係法を改正し、母子家庭等に対する生活支援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的支援策などにより、総合的な母子家庭等の自立支援が進められてきました。また、平成20年度から5年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、市町村などでより一層支援を進めていくことが求められました。

また、平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化することとなりました。

島本町においては、「子育てと生計をひとりで担っている母子家庭等が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくり」を基本理念として、平成17年3月に「島本町母子家庭等自立促進計画」を策定しました。その後、平成22年3月に「第2期島本町母子家庭等自立促進計画」を、平成27年3月に「第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、さまざまな支援に取り組んできたところです。

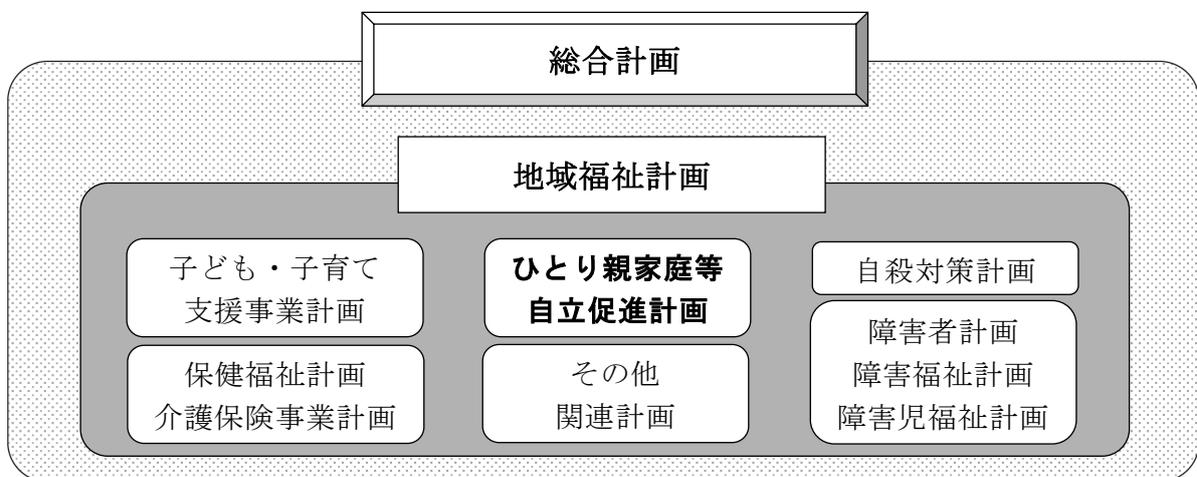
このたび、「第3期計画」の期間が最終年度を迎えるにあたり、近年の社会情勢の変化などを受け、ひとり親家庭等の自立支援を的確かつ総合的に推進していくため、「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」であり、島本町におけるひとり親家庭等の自立支援を総合的・計画的に進めるための指針となるものです。

この計画は、同法の規定により、母子家庭、父子家庭、及び寡婦を対象としています。

また、本町のまちづくりの基本指針である「第四次島本町総合計画」、福祉の総合的な計画である「第4期島本町地域福祉計画」を上位計画に位置づけるとともに、「島本町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画や、大阪府の「大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」との整合を図ります。



## 3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年計画です。

### 《計画の期間》

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
計画期間	第3期	第4期（本計画）					第5期

## 4. 計画の策定

本計画の策定にあたっては、次のような取組を実施しました。

### (1) アンケート調査の実施

- ・調査対象：「児童扶養手当」受給者（過去の受給者含む）、「ひとり親家庭医療費助成制度」受給者、島本町母子寡婦福祉会会員（一部）
- ・調査方法：郵送による配布
- ・回答方法：郵送及び持参、web（パソコン・スマートフォン）による回収を併用
- ・調査期間：令和元年8月10日（土）～9月1日（日）
- ・対象者数：267人
- ・調査内容：回答者の属性、仕事に関する事、収入に関する事、養育費・面会交流に関する事、住まいに関する事、子どもに関する事、生活に関する事 など
- ・回収数：110件（回収率41.2%）

### (2) パブリックコメントの実施

- ・日程：令和2年2月3日（月）～3月3日（火）
- ・閲覧方法：役場窓口等に資料を設置、町ホームページに掲載
- ・募集方法：持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
- ・提出件数：4件

## 5. 計画の推進

計画的かつ実効性をもって本計画に基づく施策を推進するため、「島本町住民福祉審議会」において、毎年度、計画の進捗状況などの確認をはじめ、計画の効果的な評価のしくみや計画の推進施策、新たに生じた課題とその解決策などについても検討を進めます。また、計画の成果についての評価・研修などを行います。

なお、計画の進捗状況については、評価の客観性を確保するとともに、町のホームページ等を通じて評価・検証結果を広く住民に公表し、進行管理の透明性に努めます。

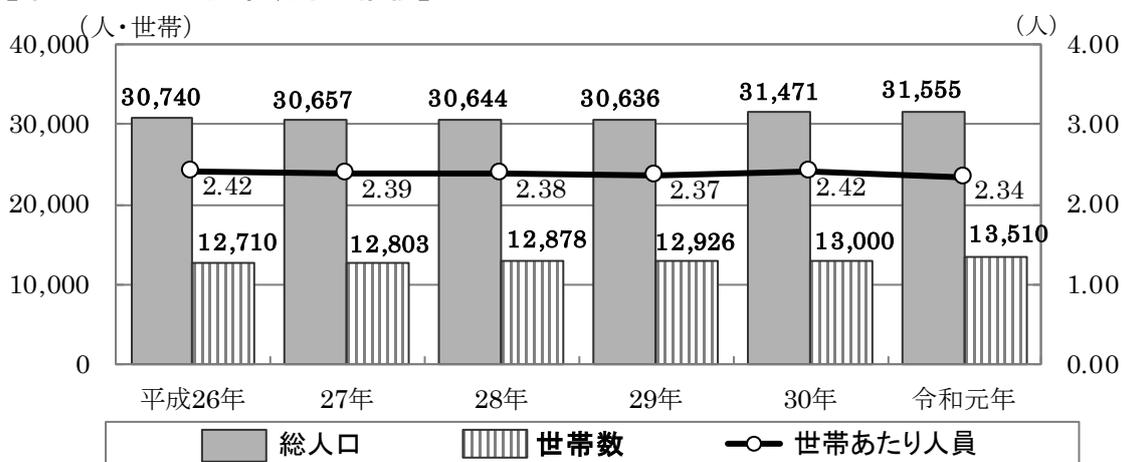
## 第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況

### 1. 本町の状況

#### 1) 人口の推移

本町の人口は、令和元年10月1日現在、31,555人となっており、集合住宅の開発により増加するとともに、世帯数も13,510世帯と年々増加しています。また、1世帯あたりの構成人員は2.34人と減少傾向にあります。

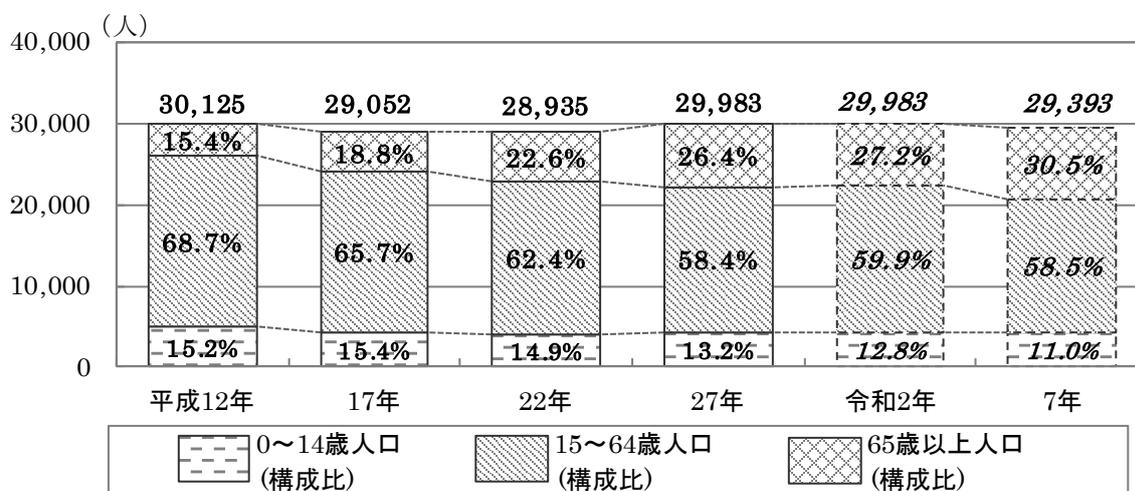
【本町の人口・世帯数等の推移】



資料：住民基本台帳

年齢3区別の人口構成比をみると、「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向にあります。一方、「65歳以上」は増加傾向にあります。

【本町の人口推移・将来人口推計】



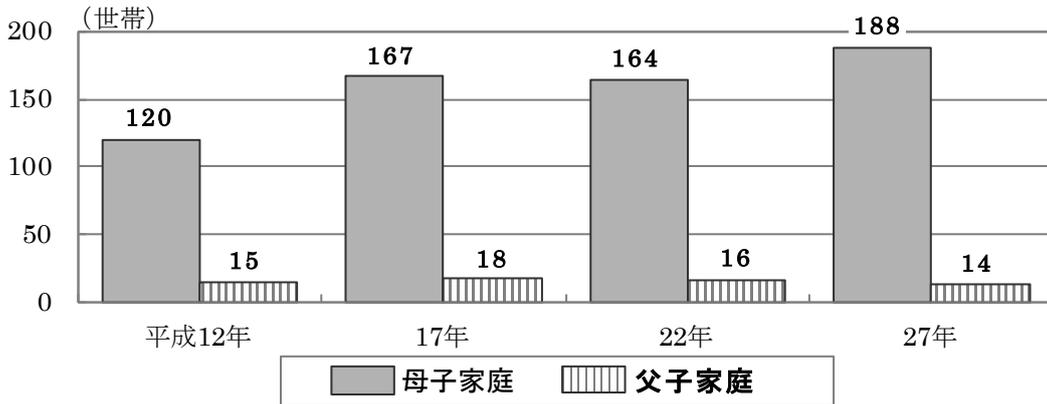
資料：平成12年～27年は「国勢調査」（10月1日現在）、令和2年及び7年は「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

## 2) ひとり親家庭世帯数の動向

本町の母子家庭は、平成12年から平成27年の15年間に約1.5倍に増加していますが、父子家庭は、多少の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

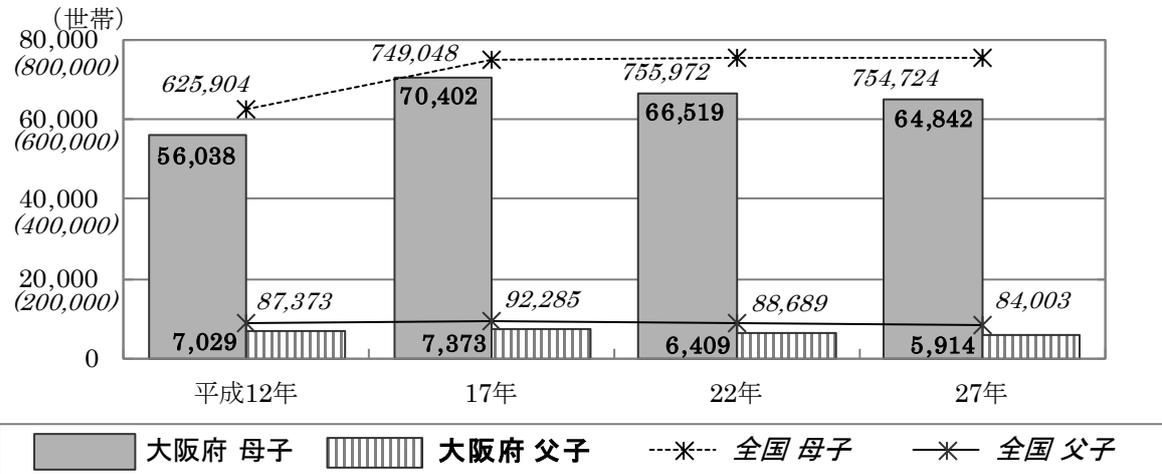
また、全国や大阪府のひとり親家庭世帯数の状況をみると、平成27年には、母子家庭・父子家庭ともに減少傾向になっています。

### 【本町のひとり親家庭世帯数の推移】



資料：国勢調査

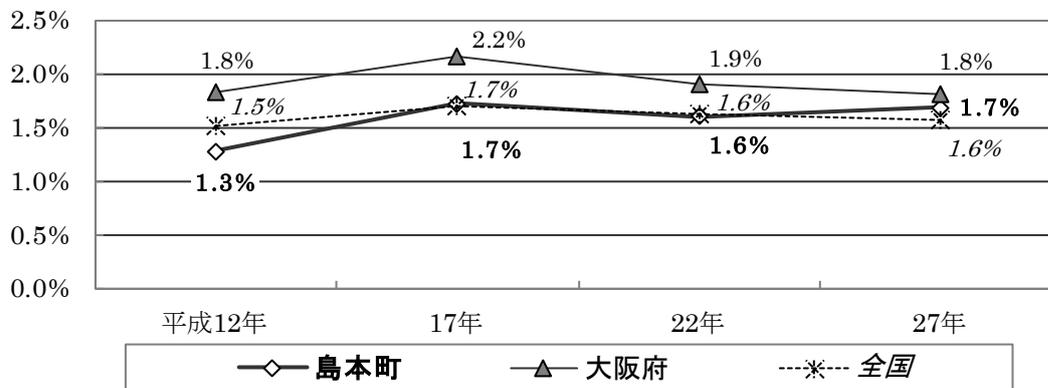
### 【参考 大阪府・全国のひとり親家庭世帯数の推移】



資料：国勢調査

本町の一般世帯に占めるひとり親家庭の割合は、平成17年以降、ほぼ横ばいで推移しています。平成27年は1.7%となっており、大阪府に比べて低くなっているものの、全国に比べて高くなっています。

【一般世帯に占めるひとり親家庭世帯数の割合】

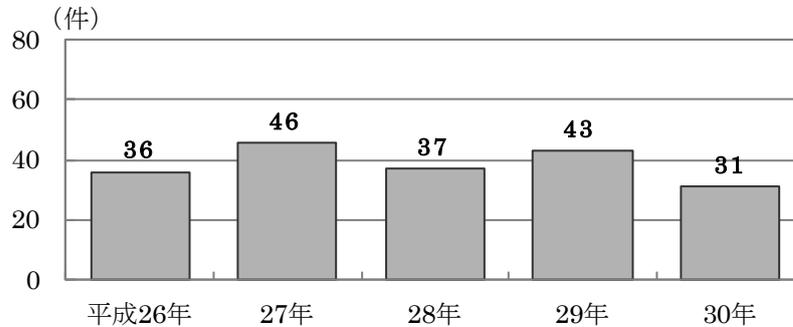


資料：国勢調査

### 3) 離婚の状況

本町の離婚件数は、平成26年以降、増減しており、平成30年は31件となっています。

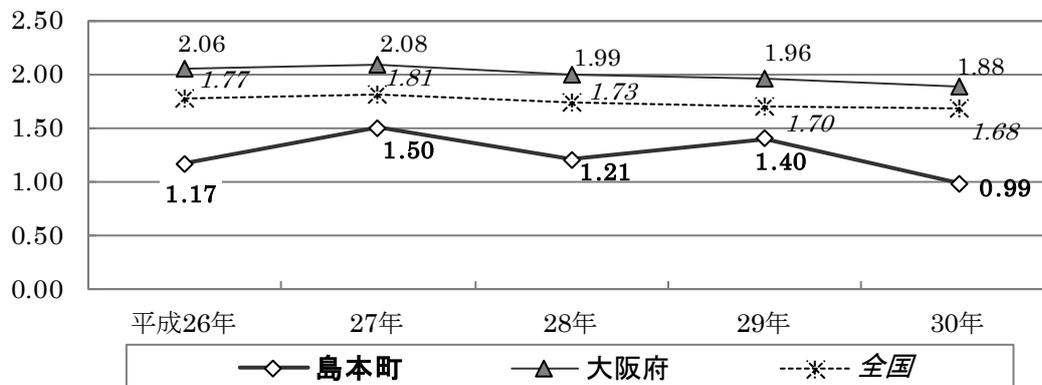
#### 【離婚件数の推移】



資料：人口動態統計

離婚率（人口千対）は、全国・大阪府とも、平成27年をピークに減少傾向にあります。本町は、0.99から1.50の間で推移しており、全国・大阪府に比べて低くなっています。

#### 【離婚率の推移】

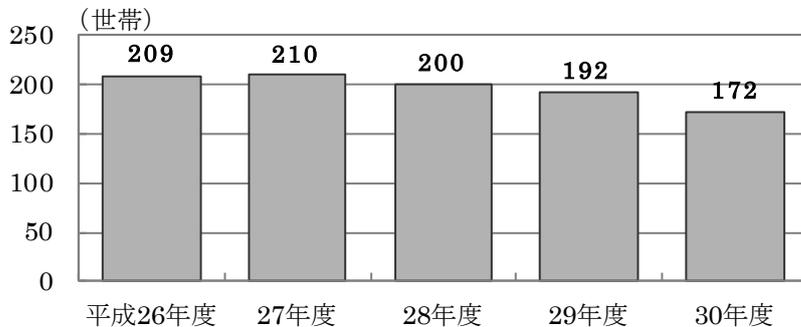


資料：人口動態統計

#### 4) 児童扶養手当の状況

本町の児童扶養手当受給世帯数は、平成27年度をピークに減少しています。

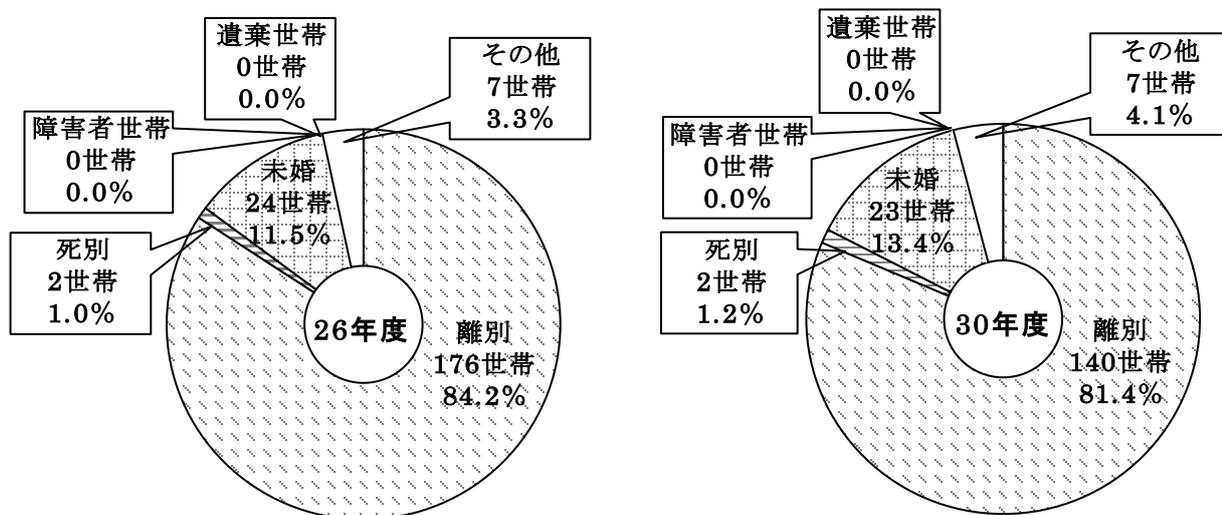
##### 【児童扶養手当受給世帯数の推移】



資料：厚生労働省福祉行政報告例、各年度3月末

児童扶養手当受給世帯の世帯類型をみると、平成30年度は、「離別（離婚世帯）」が81.4%と大半を占めており、次いで「未婚」が13.4%となっています。

##### 【児童扶養手当 受給世帯類型】

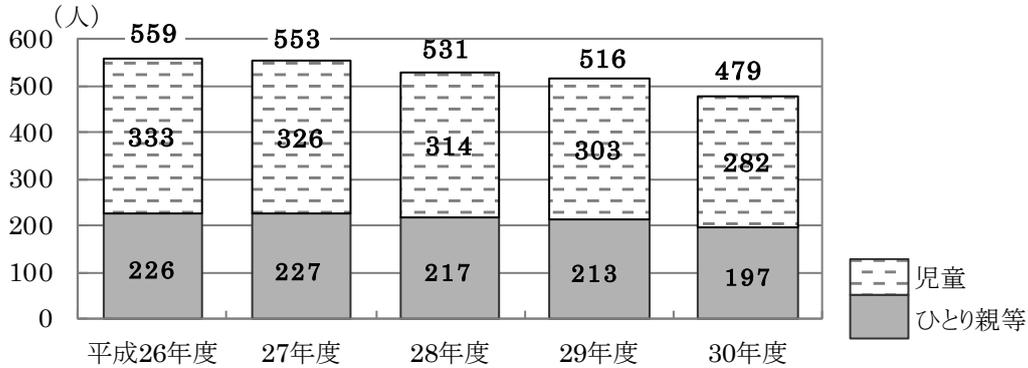


資料：厚生労働省福祉行政報告例、各年度3月末

## 5) ひとり親家庭医療費助成受給者数の状況

本町のひとり親家庭医療費助成受給者は、近年減少しています。

### 【ひとり親医療費助成受給者数の推移】

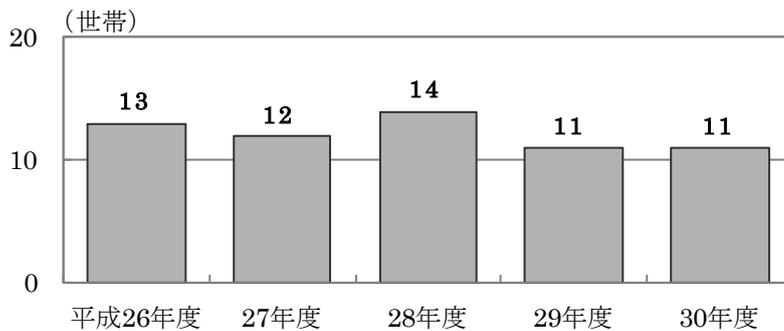


資料：厚生労働省福祉行政報告例、各年度3月末

## 6) 生活保護母子世帯数の状況

本町の生活保護を受給している母子世帯数は、増減があるものの11~14世帯で推移しています。平成30年度は、11世帯で児童扶養手当受給世帯に対して6.4%となっています。

### 【生活保護母子世帯数の推移】



資料：厚生労働省福祉行政報告例、各年度3月末

## 2. 第3期ひとり親家庭等自立促進計画の進捗・達成状況

### 1) 基本目標 1. 相談支援・情報提供の充実

#### (1) 相談支援の充実

##### ① 母子・父子自立支援員による相談支援の充実

母子・父子自立支援員が、生活の基盤である就労相談、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談に応じ、当事者に寄り添いながら、さまざまな問題の解決に向けた適切な助言や情報提供を行っています。

また、インターネット等を活用した情報共有や情報提供、気軽に相談できるような体制づくりについて検討しています。

#### 【母子・父子自立支援員による母子・寡婦・父子相談の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
相談日	週 4 日	週 4 日	週 4 日	週 4 日	週 4 日
相談件数	68 件	91 件	89 件	114 件	52 件
相談回数	127 回	178 回	240 回	235 回	96 回

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

##### ② 民生委員児童委員等との連携

民生委員児童委員、大阪府母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの身近な地域の相談機関や庁内関係部局等との連携を図り、相談・支援事業の充実に努めています。

##### ③ 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援

生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関による相談支援を行っています。また、毎月、町と社会福祉協議会で支援調整会議を開催するとともに、関係機関連絡会議を開催しています。

#### 【生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
自立 相談 支援	受 付	58 人	54 人	58 人	43 人	18 人
	プラン作成	24 件	29 件	33 件	24 件	10 件
	就 労 支 援	19 人	16 人	23 人	12 人	6 人
	(就労者)	9 人	14 人	14 人	4 人	2 人
	(増収者)	—	2 人	6 人	4 人	4 人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
家計相談支援	8件	6件	8件	8件	3件
住宅確保給付金	0件	0件	0件	0件	0件
一時生活支援	0件	3件	2件	3件	0件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

#### ④ 家庭児童相談の実施

家庭児童相談員が、虐待やしつけなど子育てに関するさまざまな相談に応じています。

##### 【家庭児童相談員による子育ての相談の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
相談件数	60件	76件	82件	80件	48件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

#### ⑤ 各種子育て相談の実施

保健師による育児相談、保育士による子育て相談など、さまざまな機関で子どもに関する相談に応じています。

##### 【各種子育て支援相談の実績】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
こんにちは赤ちゃん訪問	実人数	274人	255人	262人	251人	130人
	実施率	98.9%	99.6%	99.2%	100.0%	—
保育士による電話子育て相談		19件	18件	14件	10件	3件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

#### ⑥ 女性相談の実施

女性のあらゆる悩みについて相談に応じ、助言や必要な支援を行っています。

##### 【女性相談の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
相談件数	47件	52件	54件	47件	17件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

⑦ 法律相談の実施

法的解釈が必要な生活上の問題について、社会福祉協議会に委託して弁護士や司法書士が相談に応じる法律相談を実施しています。

【法律相談の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
相談者数	178 人	196 人	181 人	186 人	95 人
相談件数	178 件	196 件	181 件	186 件	95 件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

(2) 情報提供の充実

① 広報・ホームページ等を活用した情報提供の充実

ひとり親家庭への支援制度や母子父子寡婦福祉法の改正などを広報しまもとで周知しているほか、児童扶養手当現況届の提出案内の際に、支援制度の概要を記載したチラシなどを送付しています。

また、大阪府母子福祉センターをはじめとした関係機関の取組を盛り込むなど、ひとり親家庭の支援制度を紹介したパンフレットの内容を充実させ、窓口などで配布するとともに、ホームページにも掲載しています。

さらに、各種窓口でひとり親家庭の支援制度等の必要な情報を確実に入手できるよう、児童扶養手当やひとり親医療費助成の申請時などに、情報提供や母子・父子自立支援員の紹介などを行っています。

② 養育費確保のための支援

離婚前相談では、養育費の確保や各種支援制度の利用などについて、必要な助言を行うとともに、法律相談や法テラス（国が設立した法的トラブル等解決のための総合案内機関）の利用を助言しています。

## 2) 基本目標 2. 就労支援の充実

### (1) 就労支援の強化

#### ① 母子・父子自立支援員による就労支援の実施

ハローワークへの同行など、母子・父子自立支援員による就労支援を行っています。

また、ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関と連携して実際の就労に結びつくための支援を行っています。

#### 【母子・父子自立支援員による就労支援相談の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※
求職相談者数	12 人	15 人	16 人	22 人	8 人
求職相談回数	41 回	63 回	85 回	61 回	22 回
資格取得相談者数	11 人	8 人	9 人	13 人	4 人
資格取得相談回数	21 回	9 回	15 回	18 回	4 回

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

#### ② 自立支援プログラム策定事業の実施

児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを個別に作成し、きめ細やかな就労支援を行っています。

#### 【自立支援プログラム・就労支援の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※
対象者数	8 人	12 人	12 人	9 人	7 人

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

#### ③ その他の就労支援・就労促進

生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行っています。

また、就職困難者を対象とした地域就労支援事業を実施し、地域での就労支援を実施するとともに、三島地域の三市一町合同就職フェアを開催し、地元での就労を促進しています。

さらに、平成 28 年度から高校卒業程度認定試験合格のため講座費用の助成を行う「ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施しています。

【就労支援事業の実績】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
生活困窮者自立支援	就労支援	19人	16人	23人	12人	8人
	(就労者)	9人	14人	14人	4人	2人
	(増収者)	—	2人	6人	4人	4人
地域就労支援事業	求職相談者数	14人	17人	14人	15人	13人
	求職相談回数	43回	88回	142回	89回	48回
	就職者数	7人	6人	4人	5人	3人
三市一町合同就職フェア	参加企業	29社	36社	30社	29社	28社 (見込み)
	参加者	75人	36人	80人	80人	80人 (見込み)

※令和元年度は令和元年9月末日時点

【ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
相談者数	—	0人	0人	0人	1人

※令和元年度は令和元年9月末日時点

(2) 能力向上への支援

① 高等職業訓練促進給付金の支給

看護師など、就職に有利かつ経済的自立に効果が高い資格を取得するため、1年以上養成機関で訓練を受けているひとり親家庭の親に、生活費の負担軽減のための給付金を支給しています。

【高等職業訓練促進給付金の支給の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
支給対象者	1人	1人	2人	3人	3人
支給額	1,200,000円	1,200,000円	2,046,000円	2,361,500円	1,300,000円

※令和元年度は令和元年9月末日時点

## ② 自立支援教育訓練給付金の支給

児童扶養手当現況届の提出案内の際に、自立支援教育訓練給付金事業の概要の周知に努め、ひとり親家庭の親が指定講座を受講した場合に、講座修了後に給付金を支給しています。

## 【自立支援教育訓練給付金の支給の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※
相談件数	0 件	0 件	2 件	1 件	0 件
支給件数	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

## ③ 就業資格取得促進事業の支給

町独自の支援策として、自動車運転免許など、就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成しています。

## 【就業資格取得促進事業の支給の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※
相談件数	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件
利用件数	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

## ④ 就労に関する情報提供の充実

大阪府母子家庭就業・自立支援センターが行う講習会など、能力向上の機会について、広報への掲載やパンフレットの設置などにより情報提供に努めています。

また、ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報提供し、能力向上を支援しています。

### 3) 基本目標 3. 子育て・教育支援の充実

#### (1) 子育て支援の充実

##### ① 保育所の優先入所の実施

保育所等の入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施しています。

##### 【保育所の優先入所の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
選考入所者数	16 人	9 人	7 人	13 人	8 人

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

##### ② 病後児保育の検討

病児・病後児保育について、事業のあり方を検討したところ、平成 29 年 4 月に大山崎町に開設された病児・病後児保育室が利用できることとなり、平成 29 年 9 月から利用した際の利用料を助成しています。

##### 【大山崎町の病児・病後児保育室の利用料助成の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
申請実績延人数	—	—	25 人	20 人	14 人
申請実績延日数	—	—	46 日	29 日	29 日

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

##### ③ 延長保育の実施

町内の保育所等で実施している午後 7 時までの延長保育を継続して実施しています。

##### ④ 一時保育の実施

保育所の入所要件を満たさない保護者の就労・就学・傷病または私的理由などのため、一時的に家庭で保育することが困難となった子どもの預かりを、民間保育所で実施しています。

##### 【一時保育の利用実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
利用延児童数	2,154 人	2,028 人	1,644 人	1,562 人	1,224 人

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

⑤ 学童保育室の充実

定員の確保に努めつつ、午後7時までの延長保育を実施するとともに、ひとり親家庭については優先して入室できるようにしています。

また、障害のある児童については、小学校卒業まで利用年限を拡大しています。

【学童保育室の利用実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※
入室者数	312人	333人	448人	461人	445人
(4年生以上、内数)	(-)	(-)	(83人)	(81人)	(72人)

※令和元年度は令和元年9月末日時点

⑥ 日常生活支援事業の実施

一時的な疾病等により家事や育児が困難になった場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活援助や子育て支援を行っています。

【日常生活支援事業の利用実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※
利用者数	2人	3人	1人	1人	1人
利用件数	13件	16件	1件	1件	3件
利用者登録	7件	6件	1件	2件	3件
支援員登録者数	7人	7人	8人	9人	10人

※令和元年度は令和元年9月末日時点

⑦ ファミリー・サポート・センター事業の実施

育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）としたい人（提供会員）が相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施しています。

【ファミリー・サポート・センター事業の利用実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※
利用件数	672件	690件	860件	596件	228件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

⑧ 短期入所生活援助事業等の実施

保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ）を実施しています。

また、保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合などに、児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施しています。

【短期入所生活援助事業等の利用実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
シ ョ ー ト ス テ イ	利用者	6 人	5 人	17 人	23 人	11 人
	利用延 日 数	8 日	15 日	72 日	111 日	51 日
ト ワ イ ラ イ ト ス テ イ	利用者	4 人	1 人	1 人	0 人	0 人
	利用延 日 数	5 日	1 日	2 日	0 日	0 日

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

⑨ 産前・産後ヘルパー派遣事業

母親が産前・産後に体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難な世帯に産前・産後ヘルパーを派遣し、家事又は育児等について援助しています。

【産前・産後ヘルパー派遣事業の利用実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
延世帯数	—	35 世帯	40 世帯	51 世帯	43 世帯
延回数	—	88 回	93 回	133 回	111 回

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

**(2) 教育支援の充実****① 学習支援事業の実施**

相談の中で必要に応じ、島本町学校支援「ゆめ本部」が実施する学習支援事業を紹介しています。

**② 就学援助の実施**

経済的理由により子どもの就学に困っている保護者を対象に、学用品費や学校給食費等を援助しています。

**【就学援助の実績】**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※
世帯数	256世帯	260世帯	244世帯	230世帯	212世帯
人数	389人	390人	369人	362人	330人

※令和元年度は令和元年9月末日時点

**③ 奨学金の貸付等の情報提供**

進学に必要な教育資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度や奨学金・減免制度などの情報を提供し、経済的不安の軽減に努めるとともに、奨学金等教育資金対象者の実態を把握し、情報の提供に努めています。

また、教育センターにおいて「教育相談」を実施しています。

**【教育センターでの教育相談の実績】**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※
相談件数	519件	532件	484件	713件	418件
相談者数	807人	736人	634人	945人	493人

※令和元年度は令和元年9月末日時点

## 4) 基本目標 4. 生活支援の充実

### (1) 家計支援の実施

#### ① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、給付業務を実施しています。

#### 【児童扶養手当の支給実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
受 給 者	210 人	200 人	192 人	172 人	181 人
助 成 額	95,833,930 円	96,240,080 円	94,776,550 円	90,911,560 円	59,507,800 円

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

#### ② ひとり親家庭等児童福祉金の支給

ひとり親家庭等の児童に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的として、福祉金の給付業務を実施しています。

#### 【ひとり親家庭等児童福祉金の支給実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
受 給 者	359 人	354 人	332 人	308 人	300 人
助 成 額	4,074,000 円	3,881,000 円	3,764,000 円	3,445,000 円	3,382,000 円

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点（見込み）

#### ③ 母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談支援

ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と子どもの福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員による母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する受付や相談支援を行っています。

また、児童扶養手当現況届の提出案内の際に、福祉資金貸付制度の周知を行うなど、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供に努めています。

#### 【母子・父子・寡婦福祉資金の相談等の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度*
貸付相談者数	10 人	29 人	16 人	13 人	7 人
貸付相談回数	15 回	58 回	31 回	26 回	16 回
貸付決定件数	2 件	9 件	5 件	5 件	3 件
(人数)	2 人	7 人	4 人	3 人	3 人

※令和元年度は令和元年 9 月末日時点

④ 生活福祉資金貸付制度の情報提供

相談の中で、必要に応じ、社会福祉協議会が運用している生活福祉資金貸付制度の情報提供に努め、社会福祉協議会と連携した支援を行っています。

⑤ 未婚のひとり親家庭に対する経済的負担軽減

税法上の寡婦（夫）控除が受けられない未婚のひとり親家庭に対して、平成 28 年度から税控除のみなし適用を行い、保育所・幼稚園及び学童保育室の使用料などの負担軽減を実施しています。

## (2) 医療・住宅支援の実施

### ① ひとり親家庭へ医療費助成の実施

ひとり親家庭が医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成しています。

#### 【ひとり親家庭医療費助成の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
母又は父	227人	217人	213人	197人	188人
子	326人	314人	303人	282人	271人
助成額	14,985,945円	15,025,817円	12,830,366円	14,291,121円	7,835,936円

※令和元年度は令和元年9月末日時点

### ② 母子生活支援施設の活用

母子家庭の状況により、必要と判断した場合には母子生活支援施設への入所措置を行っています。

また、DVからの避難などさまざまな事情で入所した母子家庭に対し、心身と生活を安定させるための相談援助を進めながら、母子生活支援施設への入所などを支援し、自立を支援しています。

#### 【母子生活支援施設の活用実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度*
入所措置	0世帯	1世帯2人	0世帯	0世帯	0世帯
入所者支援	0件	1件	1件	0件	0件

※令和元年度は令和元年9月末日時点

### ③ 公営住宅における優先入居等の推進

2年に1回行われる町営緑地公園住宅のあき家待ち入居募集の抽選時に、ひとり親家庭の抽選回数を2回とする倍率優遇方式により、優先入居を実施しています。

また、府営住宅の募集案内を役場に設置するとともに、相談時に府営住宅への転居を希望する相談者に対し、募集案内情報を随時、提供しています。

### ④ 住居確保給付金による住居の確保

離職により住居を失った方、そのおそれのある方に住居確保給付金を支給し、住居の確保につなげるとともに、就労支援など自立に向けた支援を行っています。

## 5) 基本目標 5. 啓発・交流の推進

### (1) 啓発の推進

#### ① 人権啓発等の推進

一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～」に基づき、啓発等の取組を進めています。

ひとり親家庭等が社会を構成するさまざまな家族の一形態として認識され、地域でいきいきと生活ができるよう、啓発等の取組を進めています。

#### ② 児童虐待防止の取組

家庭児童相談員への通告に加え、福祉事務所や子どもの健診担当であるいきいき健康課などからの情報を得て、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めています。

#### ③ 配偶者からの暴力（DV）防止の取組

DVやデートDVの実態や問題点などに関して理解を深め、DVやデートDVを許さないという意識を広く共有できるよう、町内の中学校及び高等学校の生徒に対し、「デートDV教室」の実施をはじめ、広報やリーフレットなどを通じ、積極的に啓発を行っています。

また、これらの被害当事者に対しては、関係機関と連携し、保護やその後の自立に向けた支援を行っています。

### (2) 交流の推進

#### ① 母子寡婦福祉会への支援

町内在住の母子家庭や寡婦で構成される当事者団体である母子寡婦福祉会に補助金を交付し、活動を支援しています。

#### ② 当事者交流の機会の提供の検討

当事者同士で相談や情報共有できる機会や場を作るための手法を検討しています。

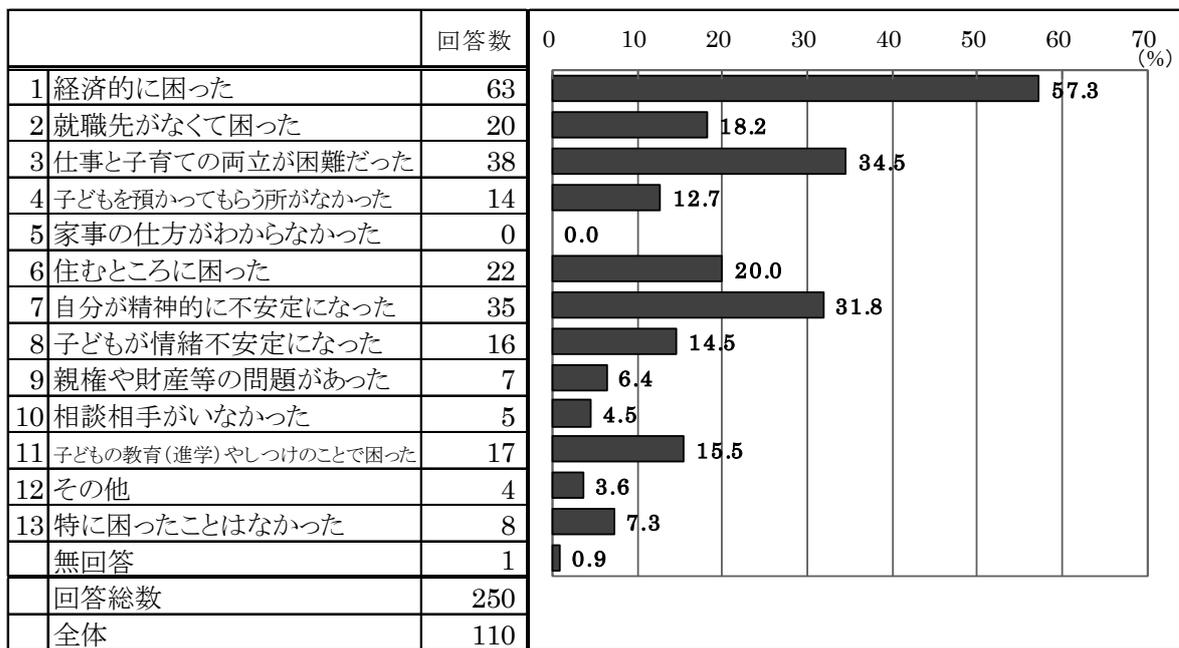
### 3. アンケート調査からみた課題

#### 1) ひとり親になった直後に関すること

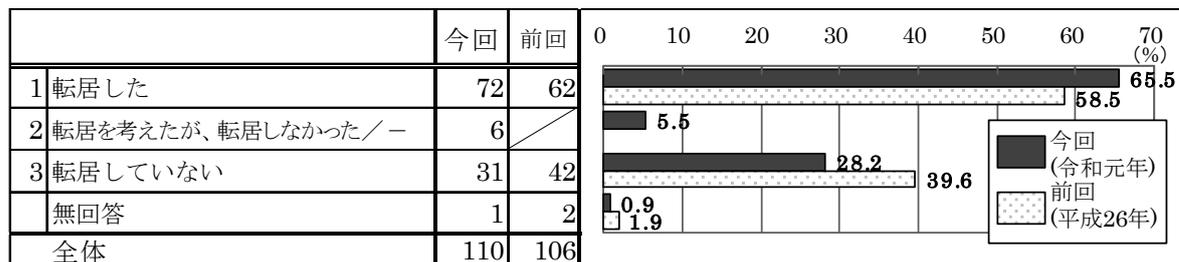
ひとり親になられた直後に困ったこと(複数回答)は、「経済的に困った」(57.3%)、「仕事と子育ての両立が困難だった」(34.5%)、「自分が精神的に不安定になった」(31.8%)、「住むところに困った」(20.0%)などがあげられています。

また、ひとり親になった直後に転居した人は、前回に比べて7.0ポイント多く3人に2人程度となっています。

【ひとり親になった直後に困ったこと(複数回答)】



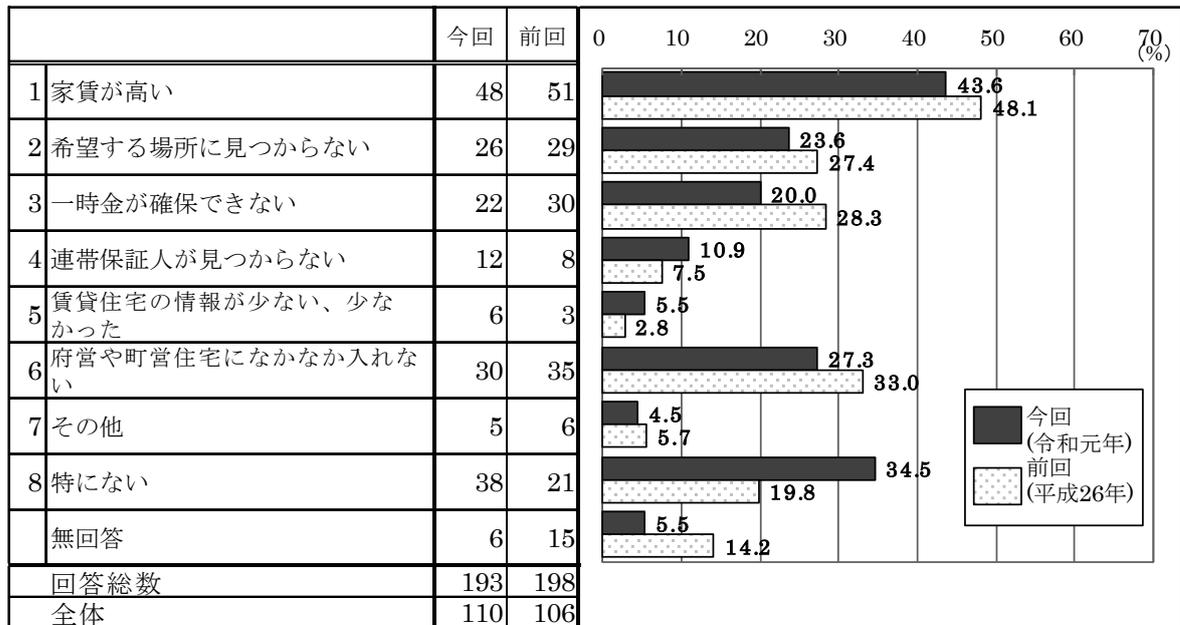
【ひとり親になった直後の転居】



## 2) 住まい探しに関すること

住まいを探す時や入居時に困ったこと（複数回答）は、前回と同様、「家賃が高い」（43.6%）、「府営や町営住宅になかなか入れない」（27.3%）、「希望する場所に見つからない」（23.6%）などがあげられています。なお、3人に1人が「特に（困ったことは）ない」とされています。

【住まいを探す時や入居時に困ったこと（複数回答）】



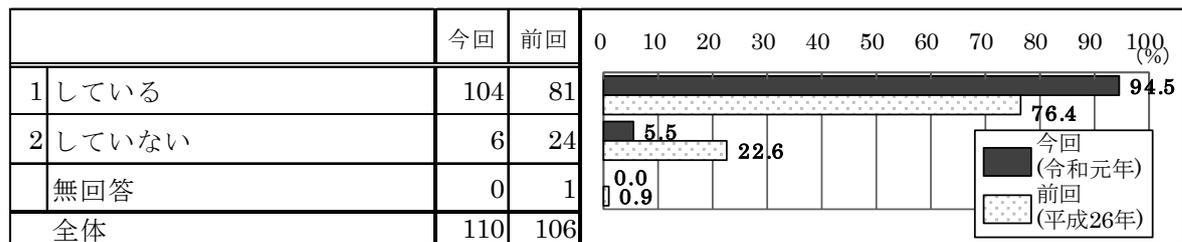
## 3) 仕事・就労に関すること

収入を伴う仕事は、前回よりも回答者の年齢が若くなっていることもあり、「している」が前回に比べ 18.1 ポイント高い 94.5%となっています。

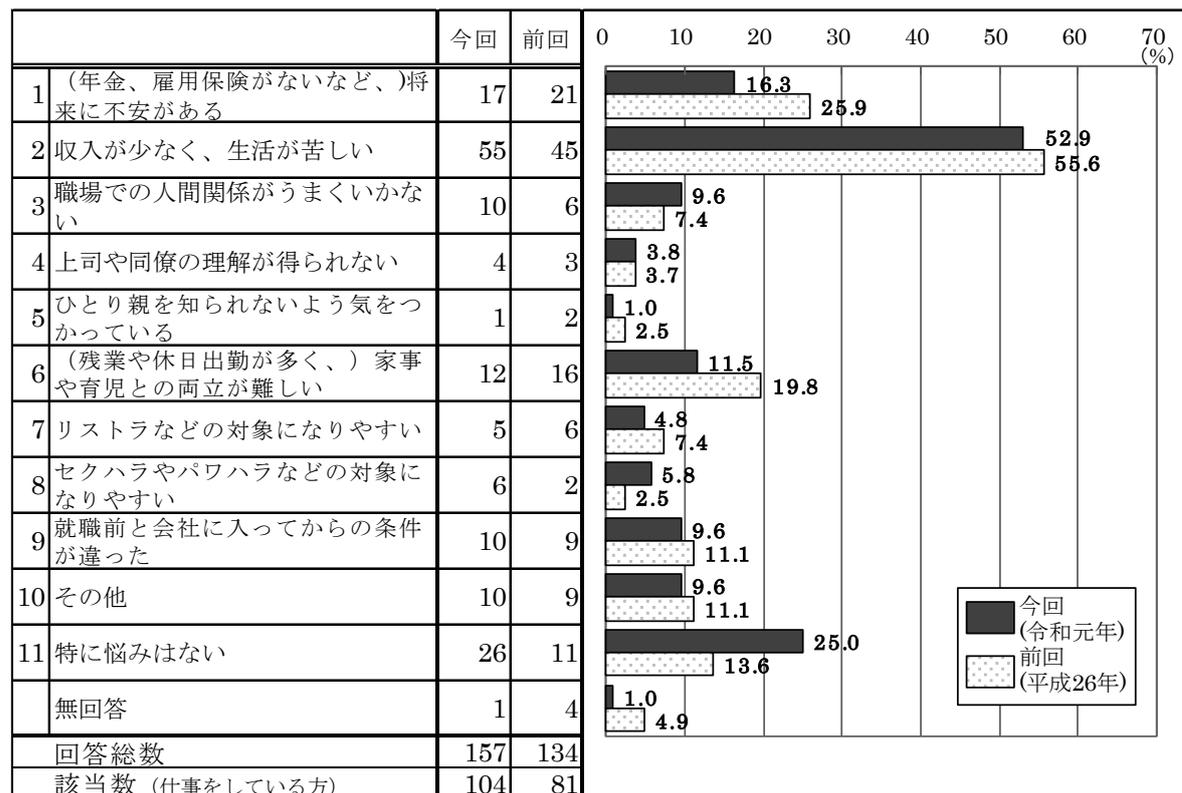
仕事上の悩み（複数回答）は、前回と同様、「収入が少なく、生活が苦しい」（52.9%）、「（年金、雇用保険がないなど）将来に不安がある」（16.3%）、「（残業や休日出勤が多く）家事や育児との両立が難しい」（11.5%）などがあげられています。なお、4人に1人が「特に悩みはない」とされています。

また、仕事や就労支援に関する希望する支援策（複数回答）は、前回と同様、「訓練受講などの費用の助成や軽減措置」（53.6%）、「受講しやすい時間帯に開催されること」（33.6%）、「求人などに関する情報提供の充実」（31.8%）などとなっています。

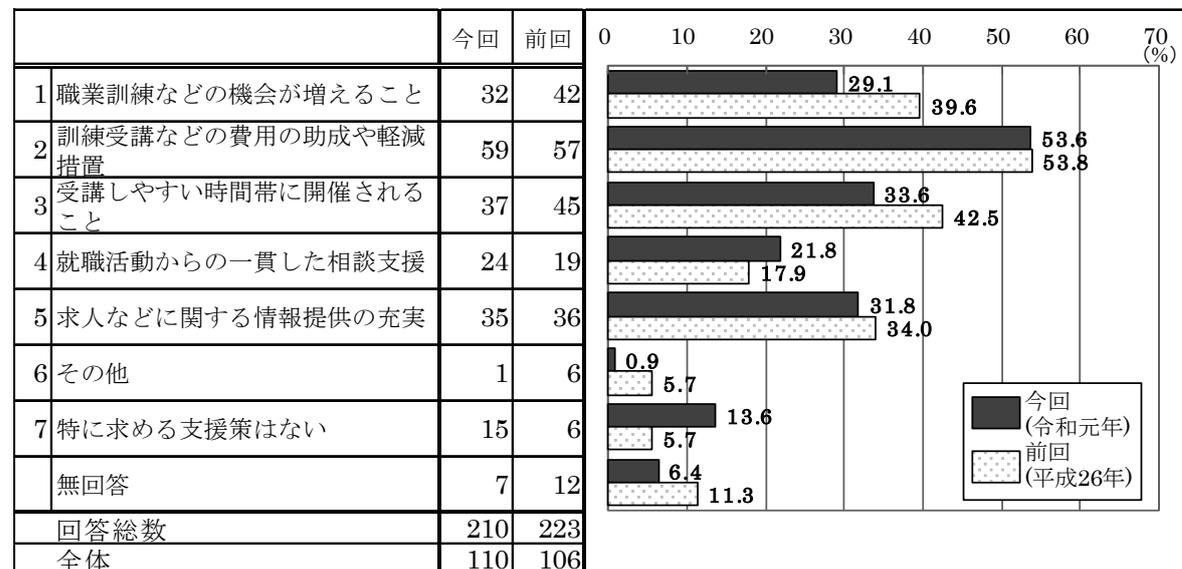
【収入を伴う仕事】



【現在の仕事上の悩み（複数回答）】



【仕事や就労支援で希望する支援策（複数回答）】



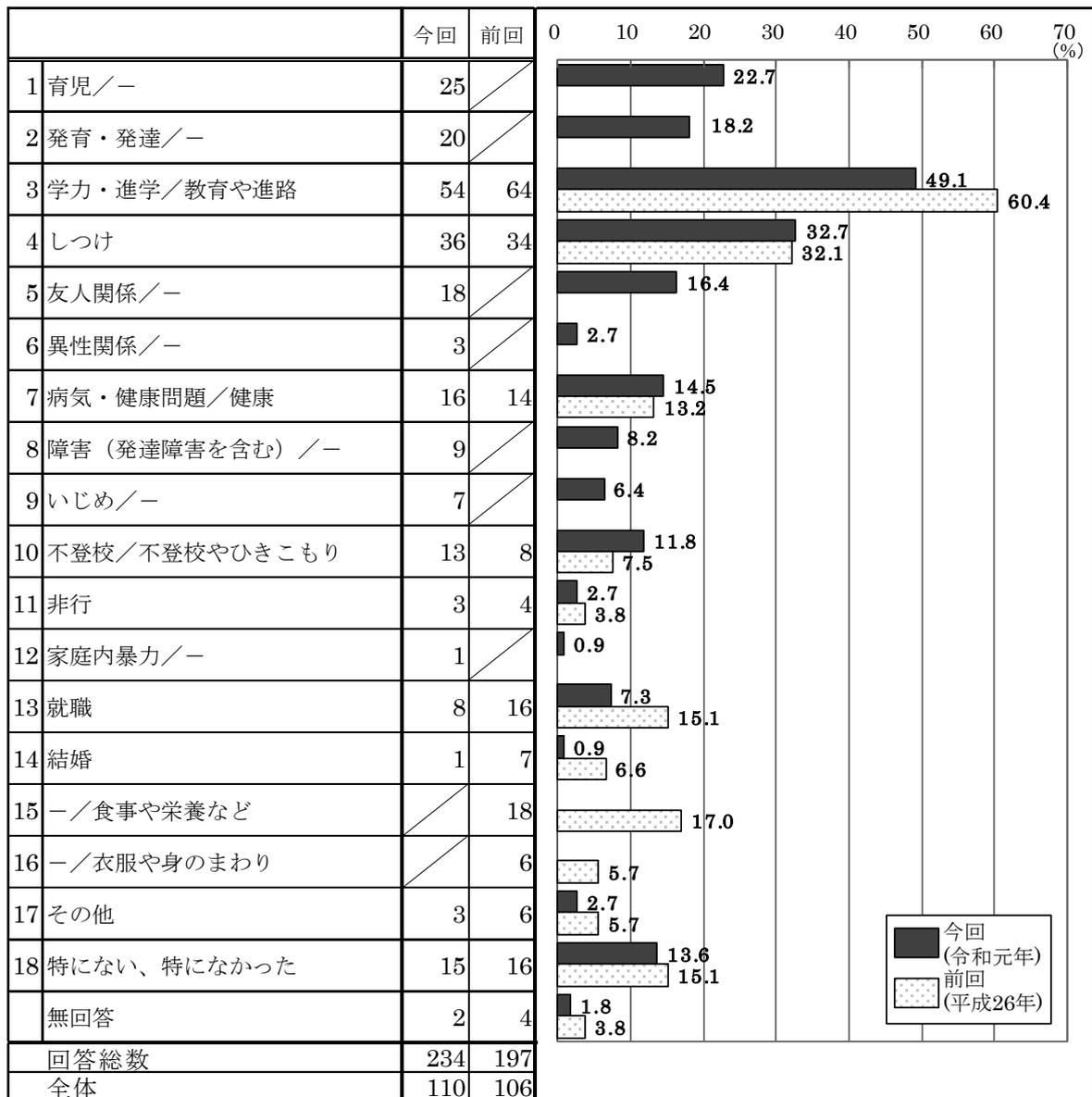
#### 4) 子どもに関すること

子どもに関する悩み（複数回答）は、「学力・進学」（49.1%）、「しつけ」（32.7%）、「育児」（22.7%）などがあげられています。

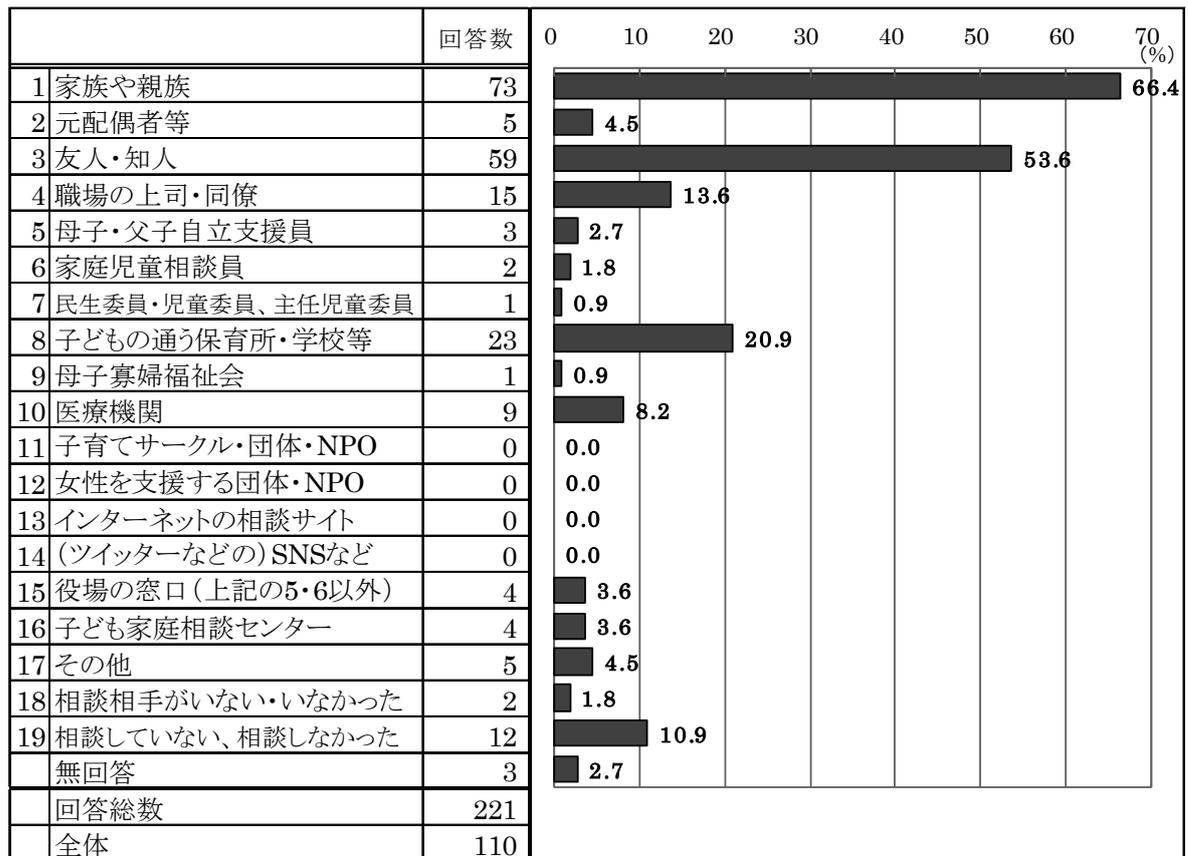
子どもの悩みに関する相談相手（複数回答）は、「家族や親族」（66.4%）、「友人・知人」（53.6%）、「子どもの通う保育所・学校等」（20.9%）などとなっています。

子どもが18歳以上になった後の備え（複数回答）としては、「考えているが、具体的な取組はしていない」（34.5%）、「進学などに備え、計画的に積み立て」（31.8%）、「将来の生活や不意の出費に備え、預貯金」（30.0%）などがあげられています。

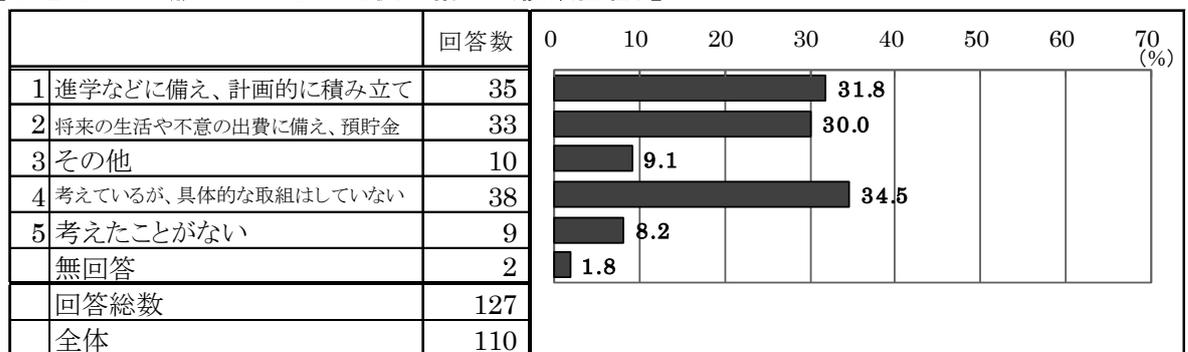
【子どもに関する悩み（複数回答）】



【子どもに関する悩みの相談相手（複数回答）】



【子どもが18歳以上になった後の備え（複数回答）】

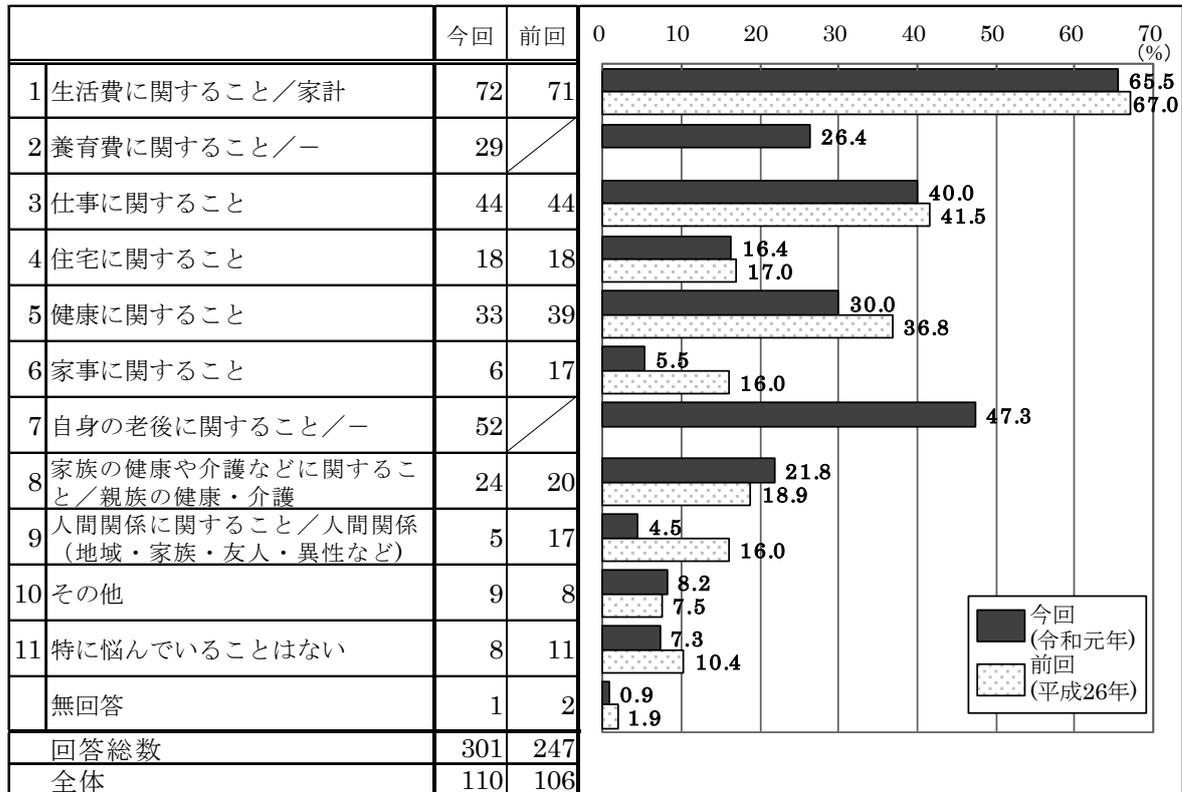


### 5) 本人の悩みに関すること

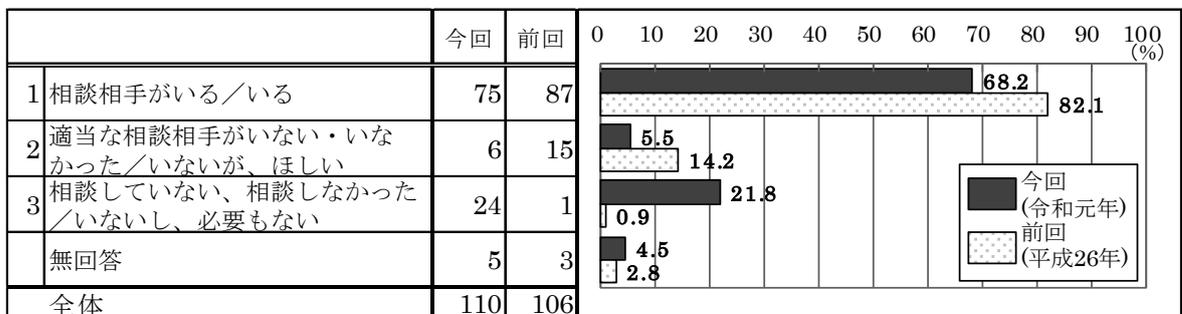
ひとり親自身の悩み（複数回答）は、「生活費に関すること」（65.5%）、「自身の老後に関すること」（47.3%）、「仕事に関すること」（40.0%）などがあげられています。

その悩みの相談相手は、「いる」が68.2%であり、「相談していない、相談しなかった」が21.8%、「適当な相談相手がいない・いなかった」が5.5%となっています。なお、具体的な相談相手は、前回と同様、「家族や親族」（48.2%）、「友人・知人」（45.5%）などとなっています。

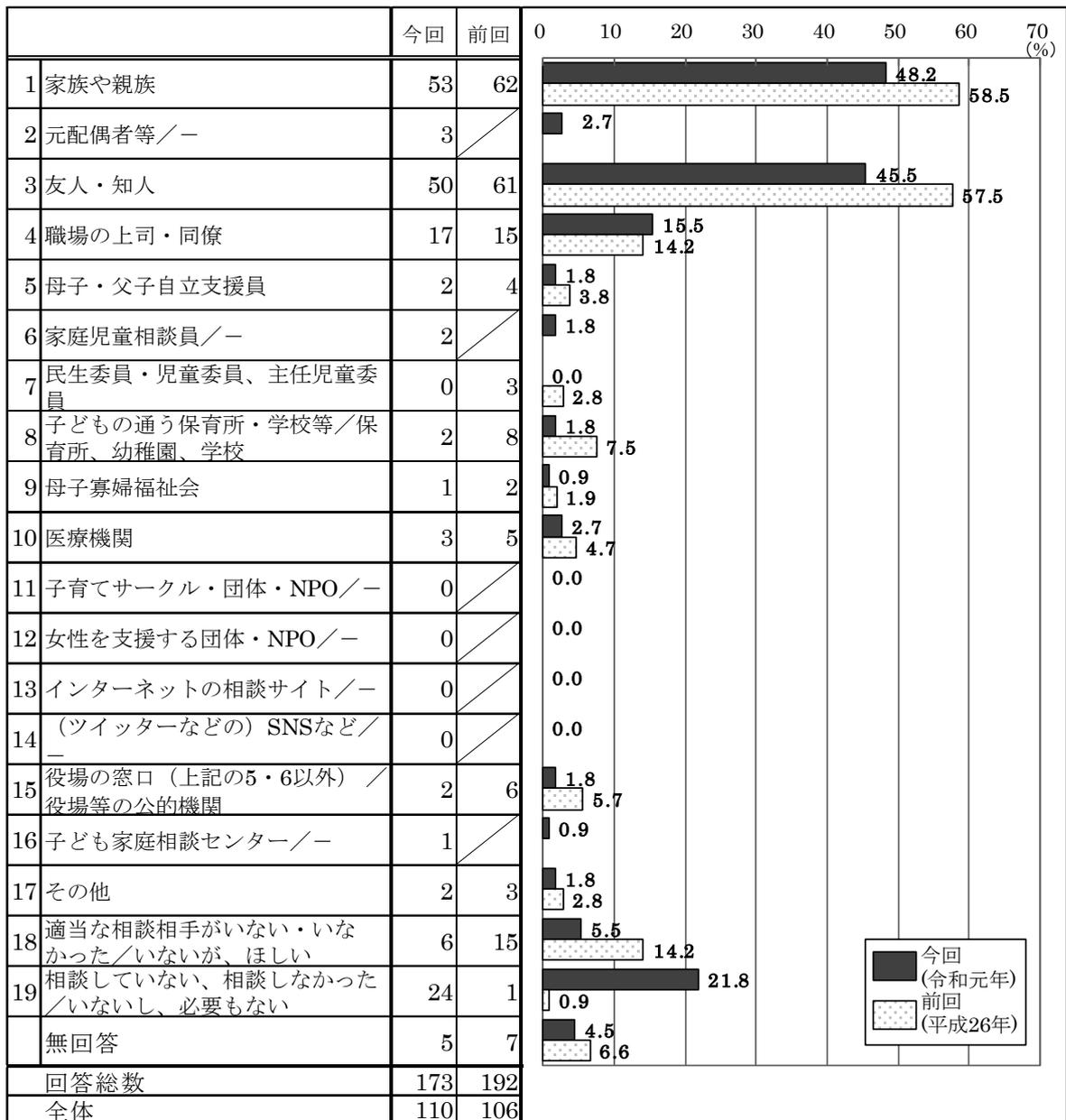
#### 【本人の悩み（複数回答）】



#### 【本人の悩みの相談相手の有無】



【本人の悩みの相談相手（複数回答）】

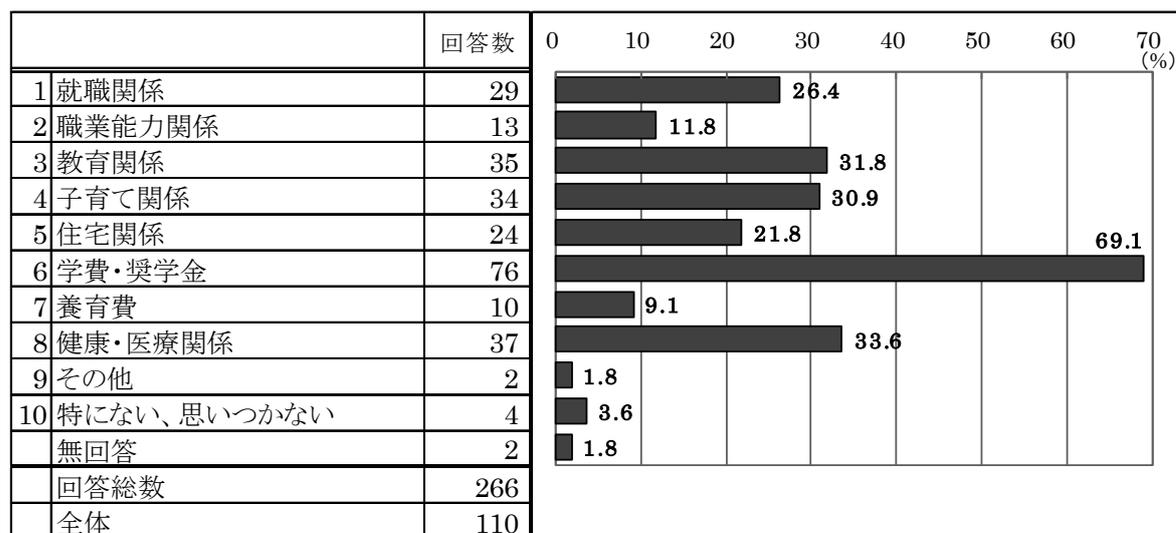


## 6) 相談や情報提供などに関すること

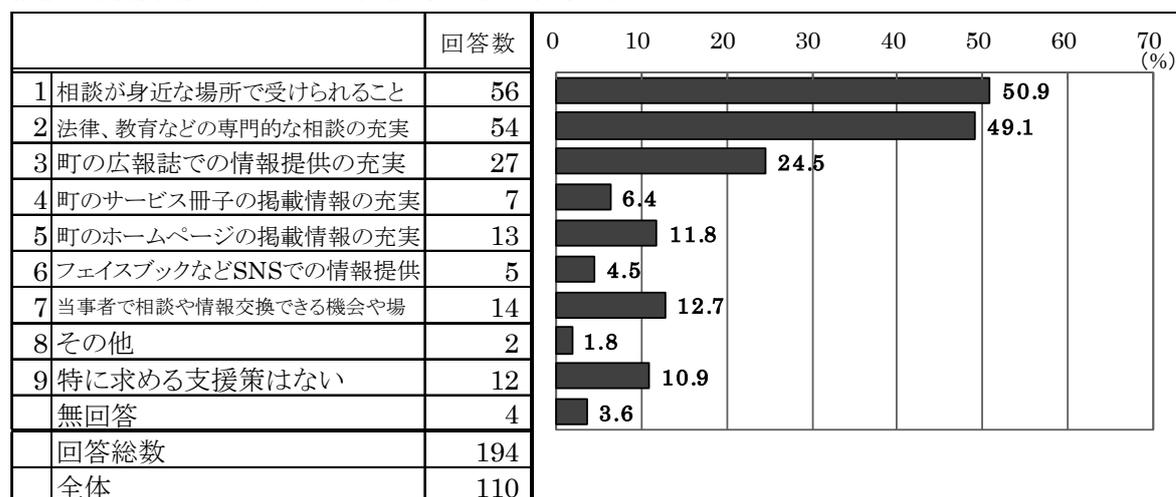
重要だと考える相談や情報提供に関する分野（複数回答）は、「学費・奨学金」（69.1%）、「健康・医療関係」（33.6%）、「教育関係」（31.8%）などがあげられています。

相談や情報提供で希望する支援策（複数回答）は、「相談が身近な場所で受けられること」（50.9%）、「法律、教育などの専門的な相談の充実」（49.1%）、「町の広報誌での情報提供の充実」（24.5%）などがあげられています。

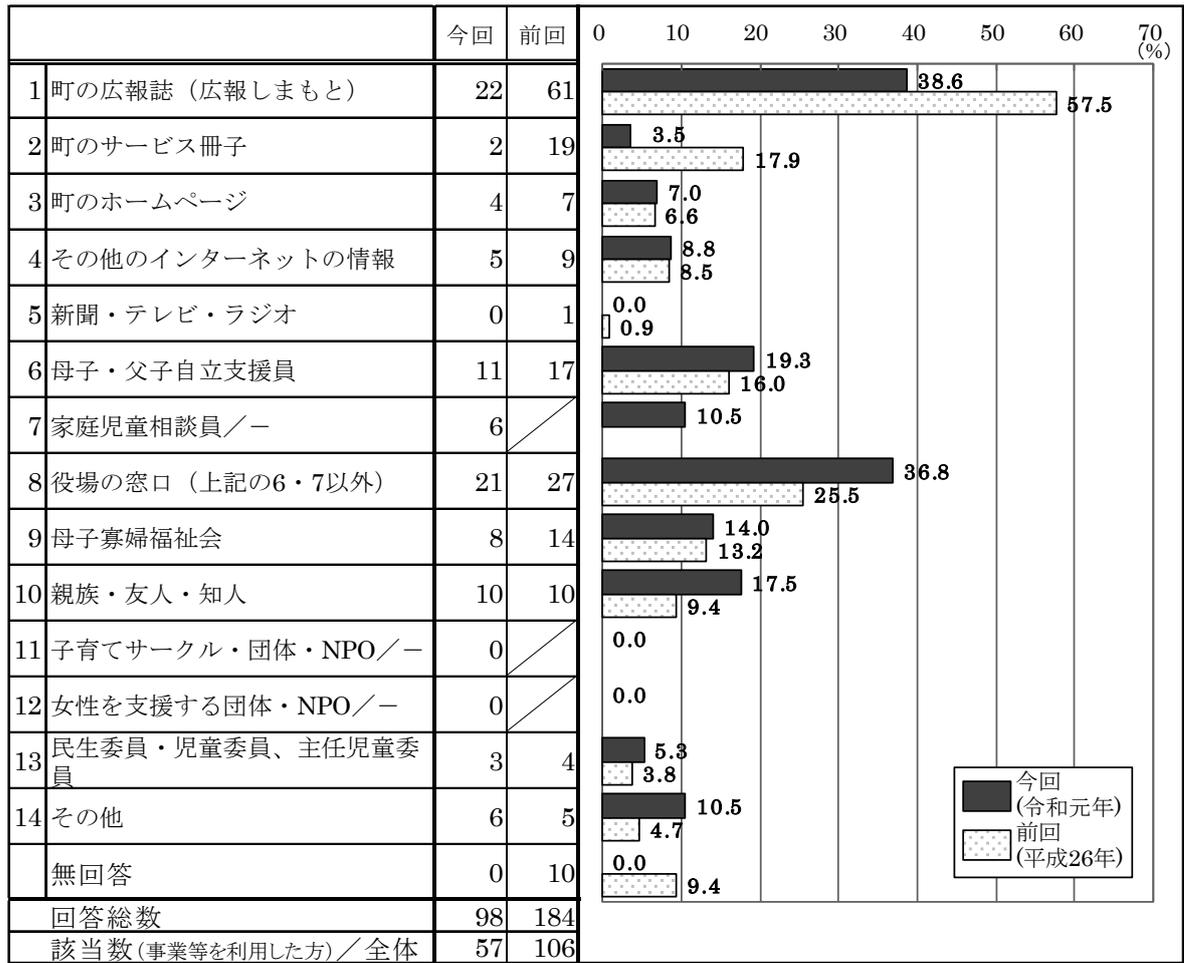
### 【重要だと考える相談や情報提供の分野（複数回答）】



### 【相談や情報提供で希望する支援策（複数回答）】



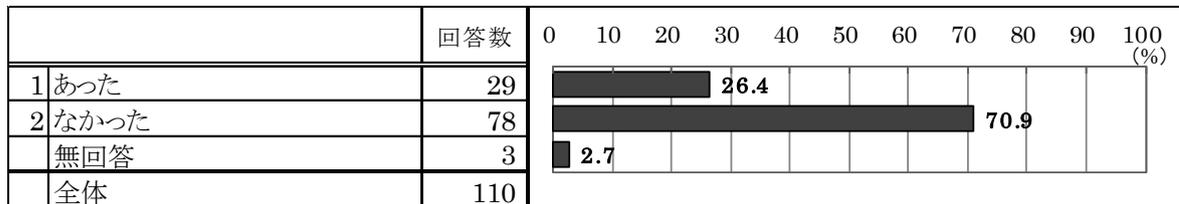
【事業や制度を知った情報源・方法（複数回答）】



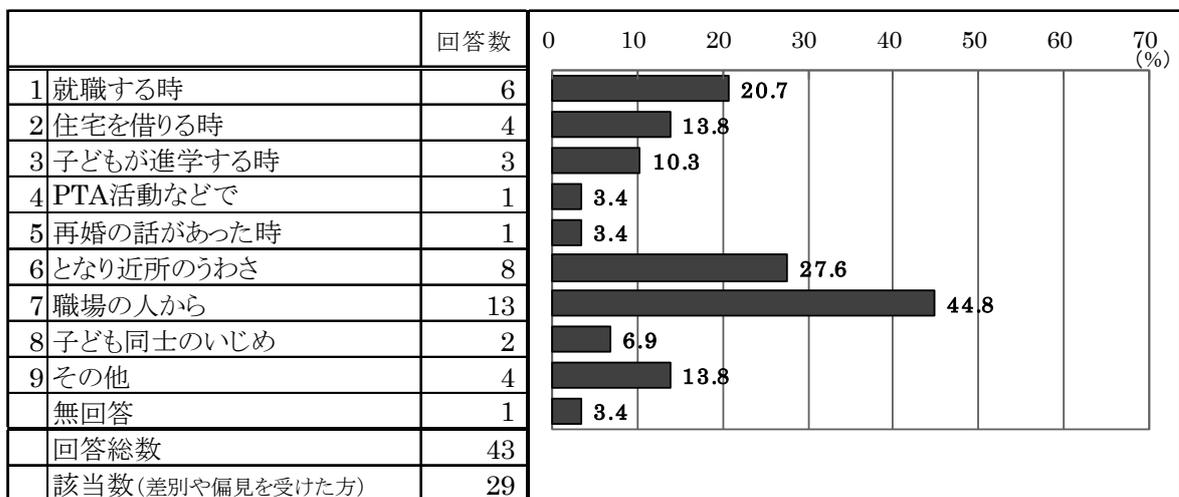
## 7) 差別や偏見などに関すること

ひとり親家庭ということで、差別や偏見を受けた経験は、4人に1人が「あった」と回答されています。なお、差別や偏見を受けたのは、「職場の人から」「となり近所のうわさ」「就職する時」などがあげられています。

### 【差別や偏見を受けた経験】



### 【差別や偏見を受けた時（複数回答）】

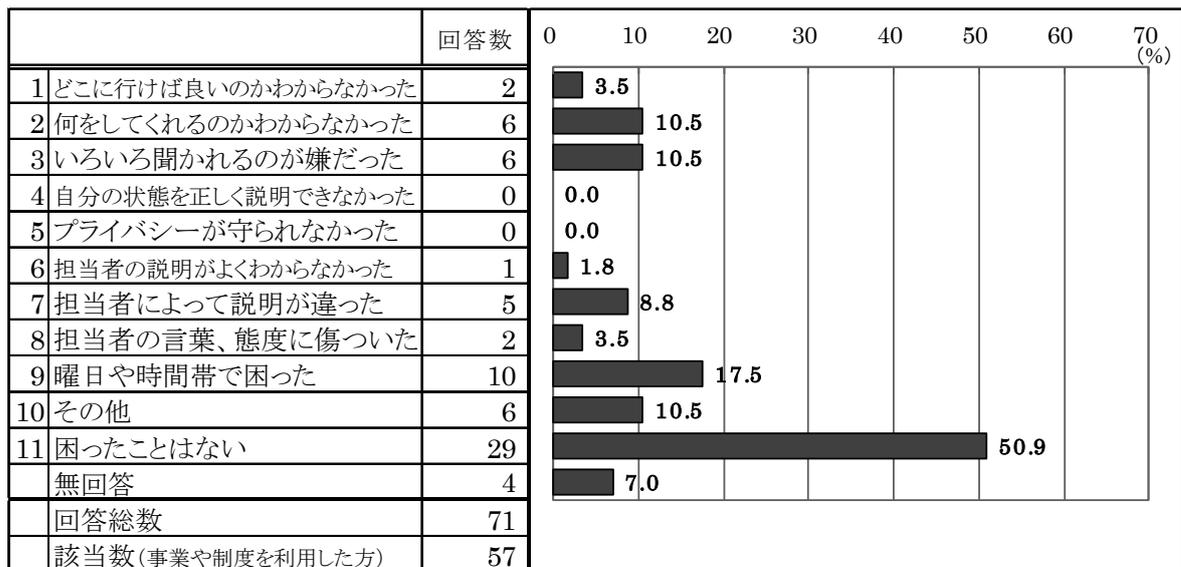


## 8) ひとり親家庭や子育てなどの支援事業・制度に関すること

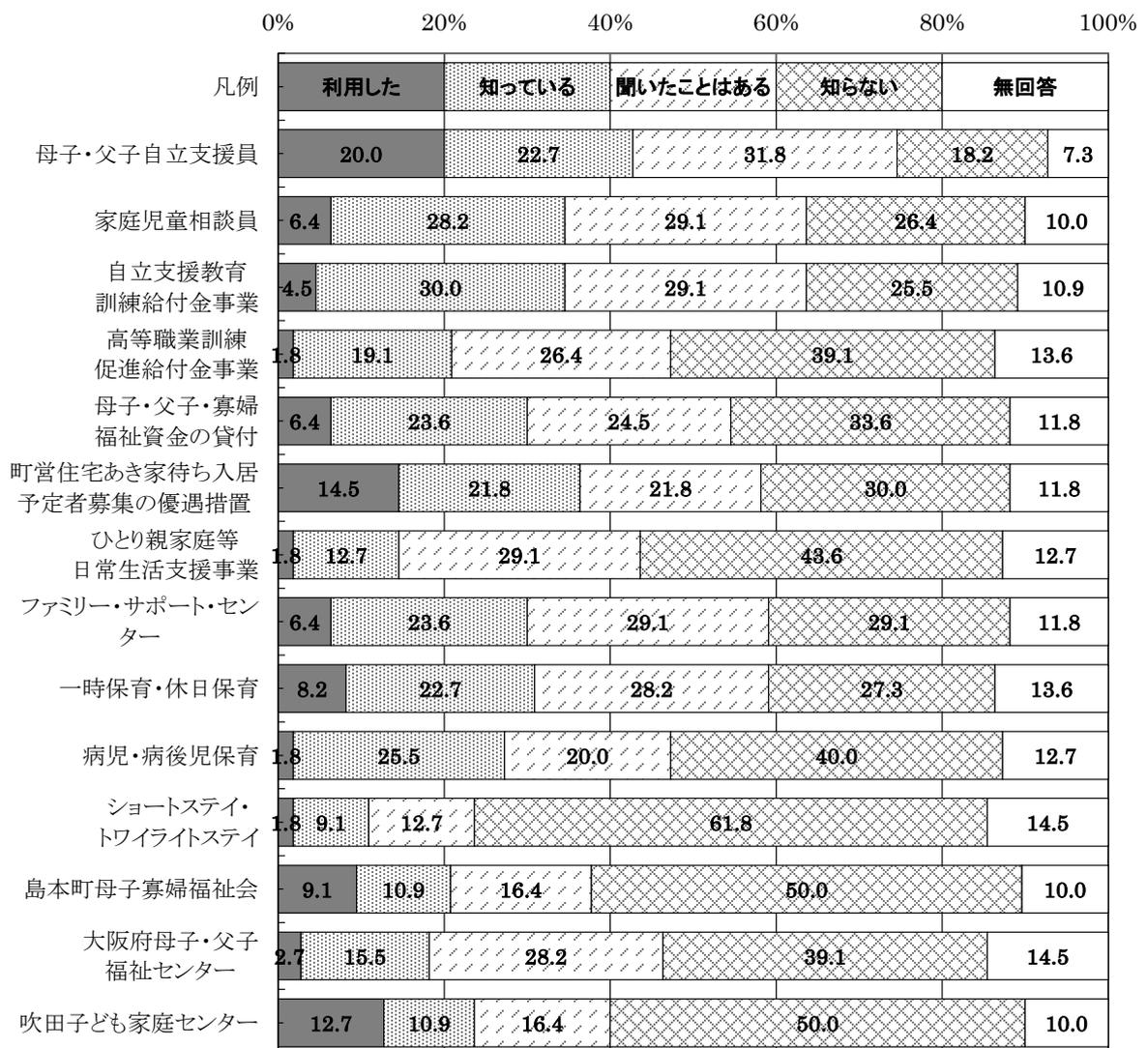
ひとり親家庭や子育てなどの支援事業や制度は「母子・父子自立支援員」や「町営住宅あき家待ち入居予定者募集の優遇措置」などの利用や認知（利用していないが知っている）が多くなっています。

また、事業や制度を利用した時に困ったことや不満（複数回答）は、半数が「困ったことはない」とされているものの、具体的には「曜日や時間帯に困った」(17.5%)、「何をしてくれるのかわからなかった」「いろいろ聞かれるのが嫌だった」(ともに10.5%) などとなっています。

【事業や制度利用時に困ったこと、不満（複数回答）】



【ひとり親家庭等の支援の制度・事業】

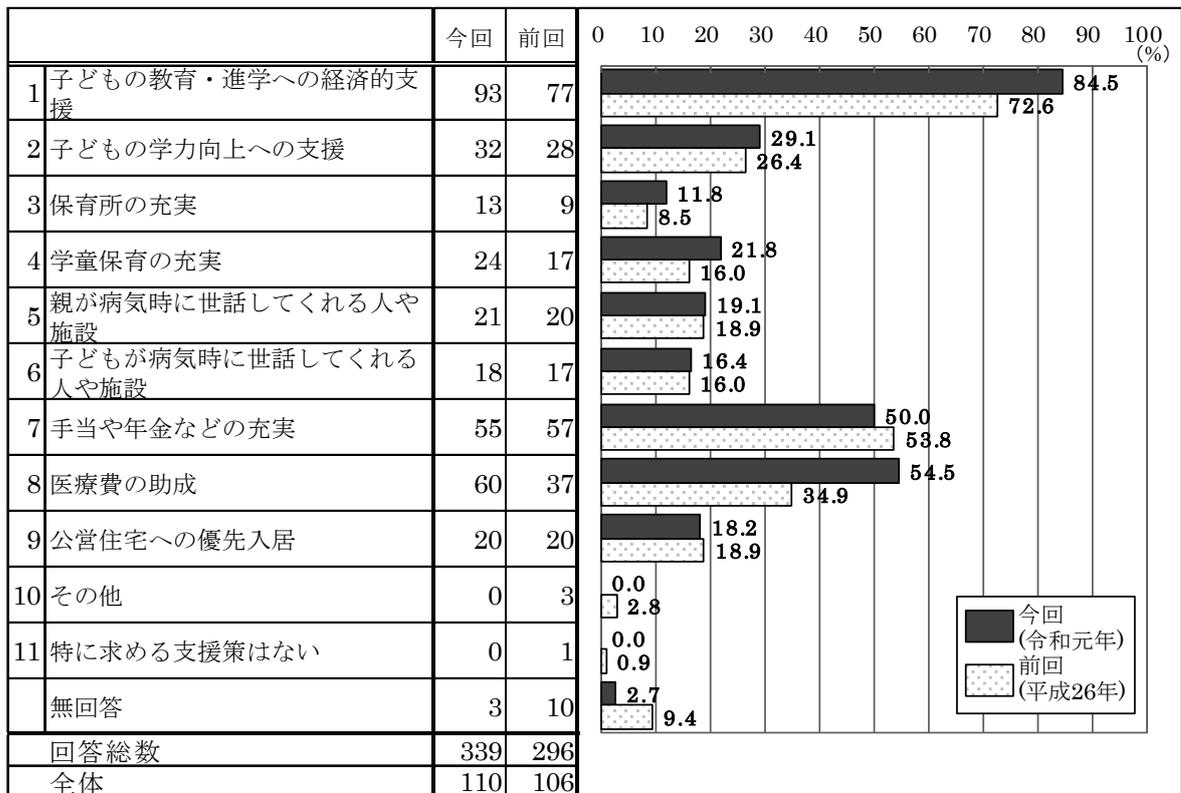


### 9) 子育てや生活支援などに関すること

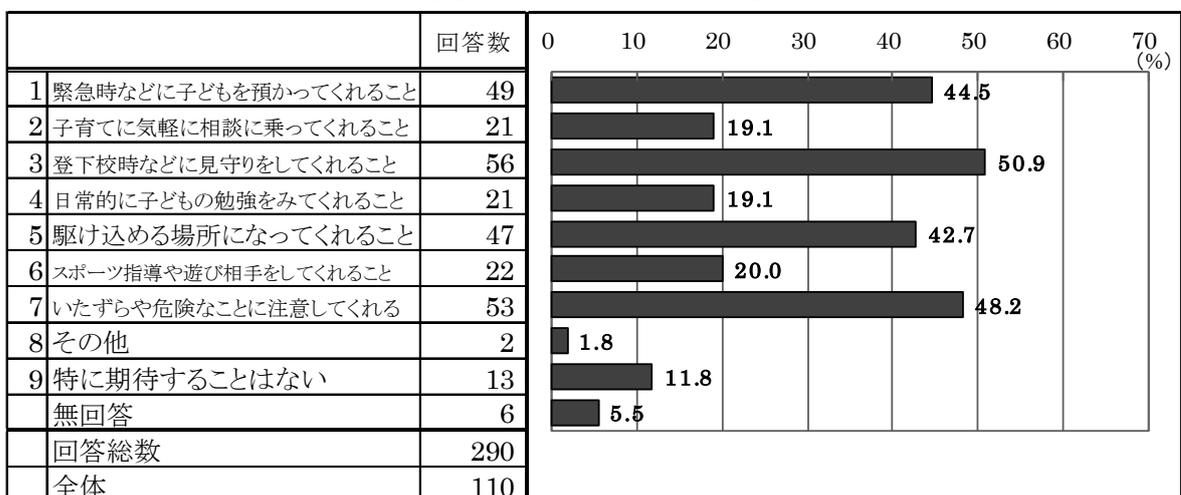
子育てや生活支援で希望する支援策（複数回答）は、「子どもの教育・進学への経済的な支援」（84.5%）、「医療費の助成」（54.5%）、「手当や年金などの充実」（50.0%）などとなっています。

また、子育てや健全育成などで近所に期待すること（複数回答）は、「登下校時などに見守りをしてくれること」（50.9%）、「いたずらや危険なことに注意してくれる」（48.2%）、「緊急時などに子どもを預かってくれること」（44.5%）などがあげられています。

【子育てや生活支援で希望する支援策（複数回答）】



【子育てや健全育成などで近所に期待すること（複数回答）】



## 4. 課題のまとめ

第3期計画の進捗・達成状況やアンケート調査の結果などから抽出した課題を踏まえ、第3期計画の基本方向を見直したうえで、本計画の施策や取組を進めていきます。

### 1) 相談支援・情報提供について

『相談支援』について、ひとり親家庭の悩みとして、「生活費に関すること」「自身の老後に関すること」「仕事に関すること」などがあげられており、その相談相手は、「家族や親族」「友人・知人」となっています。「母子・父子自立支援員」は、相談相手としてはわずかですが、支援制度・事業としては、利用度・認知度が最も高くなっており、『情報提供』でも大きな役割を担っています。

このようなことから、引き続き、「母子・父子自立支援員」の周知を図り、ひとり親家庭の相談支援の中核として、機能していくことが求められています。

また、相談や情報提供で希望する支援策として、「相談が身近な場所で受けられること」「法律、教育などの専門的な相談の充実」などがあげられており、身近な相談窓口である「民生委員児童委員」をはじめ、「法律相談」などを周知し、利用を働きかけていく必要があります。一方、「養育費の確保に関しての法律などの改正」は知られておらず、「子どもの教育・進学への経済的支援」などが求められていることから、今後、「養育費の確保」に向けた支援を充実していく必要があります。

### 2) 就労支援の充実について

『就労支援』について、「(収入を伴う仕事を)している」人が大半であり、仕事や就労支援に関する希望する支援策としては、「訓練受講などの費用の助成や軽減措置」「受講しやすい時間帯に開催されること」などがあげられています。

このようなことから、一人ひとりに応じた就労や能力向上を支援していく必要があります。

### 3) 子育て・教育支援の充実について

『子育て・教育支援』について、子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」に向けた環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、子どもが18歳以上になった後の備えは、「考えているが、具体的な取組はしていない」「進学などに備え、計画的に積み立て」「将来の生活や不意の出費に備え、預貯金」などがあげられており、必要としている情報として、「学費・奨学金」の情報が最も多いことから、引き続き、「給付型の奨学金」などの情報を収集し、提供していく必要があります。

#### 4) 生活支援の充実について

『生活支援』として望まれているのは、「子どもの教育・進学への経済的な支援」「医療費の助成」「手当や年金などの充実」などであり、引き続き「医療費助成」の周知や適正な利用を進めつつ、貸付制度などの周知に努めていく必要があります。

また、住宅の確保に配慮が必要な方を対象に、関係機関等と連携して支援を進めていく必要があります。

#### 5) 啓発・交流の推進について

『啓発』について、4人に1人が「差別や偏見を受けた」ことがあると回答されており、引き続き、人権啓発を充実していく必要があります。

また、配偶者からの暴力（DV）による離婚も依然として多いことから、防止の取組を進めていく必要があります。

## 第3章 基本理念

### 1. 基本理念

ひとり親家庭が地域社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮し、希望ある安定した生活を送ることができ、安心して子どもを育て、子どもたちがいきいきと健やかに育つことができるまちを目指すため、次の基本理念を設定します。

**ひとり親家庭等が安定して生活し、  
子どもたちが健やかに育つまち**

### 2. 基本的な視点

本計画の上位計画である「第4期島本町地域福祉計画」においては、住民が互いの個性を尊重し合いながら、ふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域が一体となって取り組んでいくことができるまちづくりを目指しています。

本計画においては、設定した基本理念の「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」を目指し、次のような基本的な視点のもとに、施策や事業を展開していきます。

#### **視点1. 人権を尊重し、自立していきいきと暮らせるまちを目指す！**

一人ひとりに応じた福祉サービスなどの提供や支援により、差別や偏見などを受けることなく、自分らしい生活を送ることができ、子どもたちが健全に育つ環境づくりに努めます。

#### **視点2. 地域全体で子ども・子育てを支援する！**

国では「地域共生社会」の考え方として、地域の誰もが、福祉のあり方を考え、地域の福祉活動など主体的に参加することを打ち出しています。子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、「子どもは社会の宝」との考えのもと、子どもや子育て家庭（ひとり親家庭）を広く社会全体で支えていくように努めていきます。

### 3. 基本目標・方向性

基本理念である「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」の実現に向け、分野別に5つの基本目標を設定し、その達成に向け各種事業に取り組んでいきます。

#### 1) 相談支援・情報提供の充実

ひとり親家庭等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、身近なところで気軽に相談できる体制の整備や、生活を支えるさまざまな情報の提供に努めます。

#### 2) 子育て・教育支援の充実

ひとり親家庭等の子育てを支え、就労との両立をめざし、さまざまな福祉サービスや支援の取組を充実します。

また、子どもの将来の自立を見据え、健やかな育ちや学びを支援します。

#### 3) 生活支援の充実

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、また生活基盤を立て直すための医療・住宅など生活に関わるさまざまな面を支援します。

#### 4) ワークライフバランスの実現

ひとり親家庭等が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、就労を支援します。また、仕事と子育てを両立する多様な働き方を促進するため、働き方の見直しに関する情報提供などに努めます。

#### 5) 啓発・交流の推進

ひとり親家庭等が住み慣れた地域で安心して安全に生活できるよう、「ふれあい豊かなやさしい地域づくり」を進めます。

また、島本町で暮らす、すべての人びとにとって住みよい地域を作るため、互いの個性や人権を尊重しつつ、理解を深められるよう、交流を深め、「一人ひとりがつながるまちづくり」を進めます。

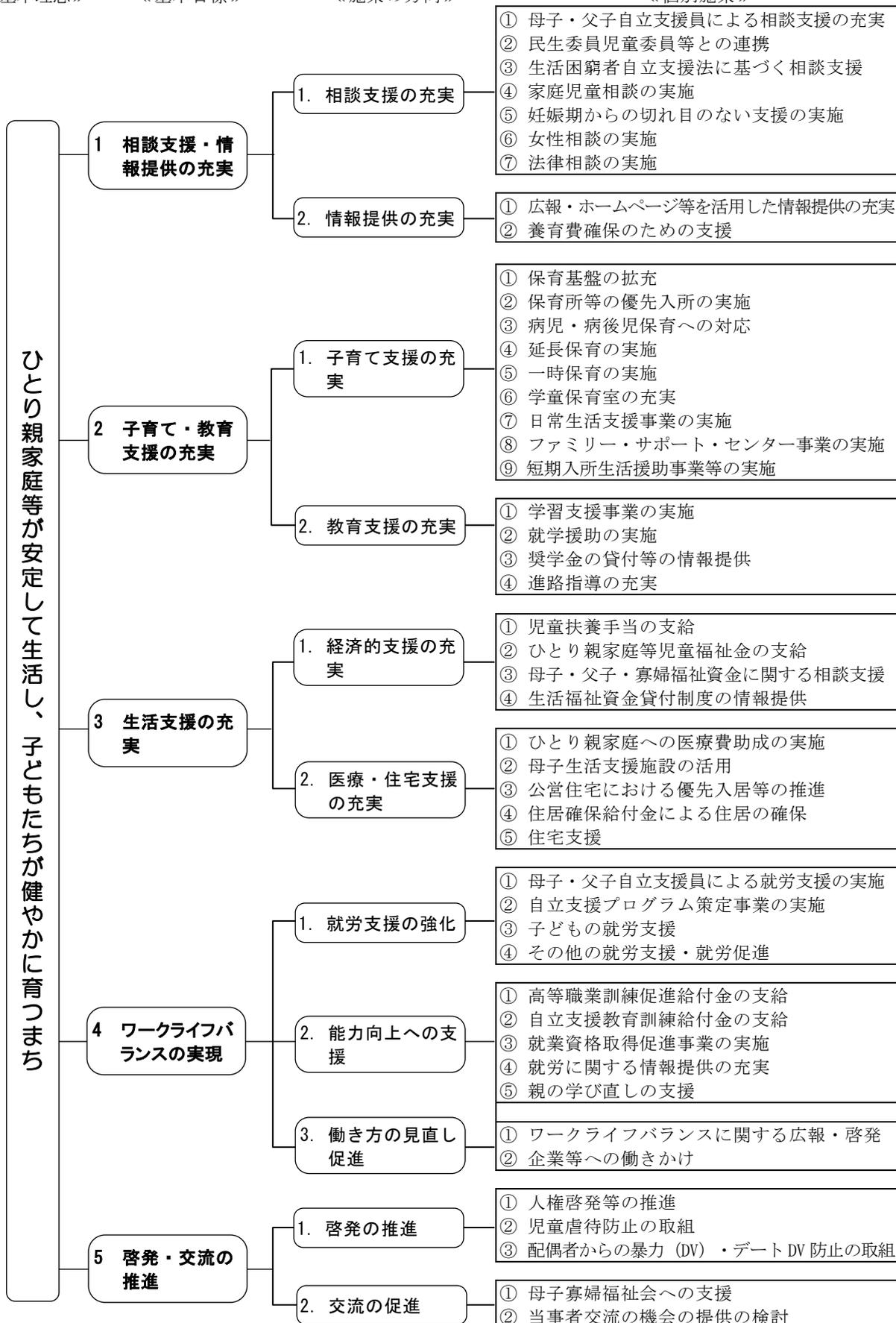
## 4. 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

《個別施策》



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 相談支援・情報提供の充実

#### 1. 相談支援の充実

ひとり親家庭等が抱える問題について、早期からの的確な相談支援を行います。

個別施策	取組内容	対象
①母子・父子自立支援員による相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子・父子自立支援員が、生活の基盤である就労相談、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談に応じ、当事者に寄り添いながら、さまざまな問題の解決に向けた適切な助言や情報提供を行います。</li> <li>◆情報提供や情報共有を含め、より気軽に相談できるような手法について検討します。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子 寡婦
②民生委員児童委員等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民生委員・児童委員、大阪府母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）など、身近な地域の相談機関・窓口との連携を図り、早期からの相談支援に努めます。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子 寡婦
③生活困窮者自立支援法に基づく相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（社会福祉協議会に委託）による相談支援を行います。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子 寡婦
④家庭児童相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭児童相談員が、虐待やしつけなど子育てに関するさまざまな相談に応じます。</li> </ul> <p>【子育て支援課】</p>	母子 父子
⑤妊娠期からの切れ目のない支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健師による育児相談、保育士による子育て相談など、さまざまな機関で子どもに関する相談に応じます。</li> <li>◆妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置します。</li> </ul> <p>【いきいき健康課／子育て支援課】</p>	母子 父子

個別施策	取組内容	対象
⑥女性相談の実施	<p>◆女性のあらゆる悩みについて相談に応じ、助言や必要な支援を行います。</p> <p><b>【人権文化センター】</b></p>	母子 寡婦
⑦法律相談の実施	<p>◆法律的解釈が必要な生活上の問題について、社会福祉協議会に委託して実施している法律相談において、弁護士や司法書士が相談に応じます。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子 父子 寡婦

## 2. 情報提供の充実

ひとり親家庭等の自立を支援するさまざまな制度や事業、子育てなどに関する情報提供の充実に努めます。

また、離婚前相談として、必要な助言や情報提供などを行います。

個別施策	取組内容	対象
① 広報・ホームページ等を活用した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭の支援制度等について、広報しまもとへの掲載回数を増やすなど、情報提供の充実に努めます。</li> <li>◆子育て相談窓口において、パンフレットやチラシ等を配置して、子育てに関する情報提供に努めるとともに、ホームページやSNS等、インターネット媒体や各種紙媒体を活用して利用しやすい情報提供の充実に努めます。</li> <li>◆大阪府母子福祉センターをはじめとした関係機関の取組を盛り込むなど、ひとり親家庭の支援制度のパンフレットの内容を充実させるとともに、ホームページにも掲載します。</li> <li>◆各種窓口でひとり親家庭の支援制度等の必要な情報を確実に入手できるよう努めます。</li> <li>◆児童扶養手当現況届の提出案内の際に、支援制度のパンフレットを併せて送付します。</li> </ul> <p>【福祉推進課／子育て支援課】</p>	母子 父子 寡婦
② 養育費確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆離婚前相談では、養育費の確保や各種支援制度の利用などについて、必要な助言や情報提供を行います。</li> <li>◆養育費に関する相談支援を行う大阪府母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センターの利用を働きかけます。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子

## 基本目標2 子育て・教育支援の充実

### 1. 子育て支援の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の親の子育てに対する負担を軽減し、さまざまなニーズに対応するため、保育サービスの充実などを図ります。

個別施策	取組内容	対象
①保育基盤の拡充	◆平成30年度に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて、待機児童の解消及び住宅開発に伴う就学前児童の増加に対応した保育基盤の整備を推進します。 【子育て支援課】	母子 父子
②保育所等の優先入所の実施	◆入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施します。 【子育て支援課】	母子 父子
③病児・病後児保育への対応	◆大山崎町にある病児・病後児保育室を利用した際の利用料の助成を実施します。 ◆町内での病児・病後児保育の実施についての方法を検討します。 【子育て支援課】	母子 父子
④延長保育の実施	◆町内の保育所等で実施している延長保育を継続して実施します。 【子育て支援課】	母子 父子
⑤一時保育の実施	◆保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、民間保育所で、保育所の入所要件を満たさない子どもの預かりを実施します。 【子育て支援課】	母子 父子
⑥学童保育室の充実	◆ひとり親家庭の児童の優先入室を推進します。 ◆障害がある児童の利用年限拡大などを継続して実施します。 【子育て支援課】	母子 父子
⑦日常生活支援事業の実施	◆一時的な疾病等により家事や育児が困難になった場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。 ◆家庭生活支援員（ヘルパー）の登録者を増やすよう努めます。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦

個別施策	取組内容	対象
<p>⑧ ファミリー・サポート・センター事業の実施</p>	<p>◆児童の預かり等の、育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）としたい人（提供会員）が相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。</p> <p>◆提供会員の確保に努めます。</p> <p><b>【子育て支援課】</b></p>	<p>母子 父子</p>
<p>⑨短期入所生活援助事業等の実施</p>	<p>◆保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ）を実施します。</p> <p>◆保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合などに、児童養護施設等で生活指導等を行う夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。</p> <p><b>【子育て支援課】</b></p>	<p>母子 父子</p>

## 2. 教育支援の充実

「生活困窮者自立支援事業」や「子供の貧困対策に関する大綱」などに基づき、教育や学習などに関するさまざまな情報を提供し、経済的な支援や就学・修学の支援を行います。

個別施策	取組内容	対象
①学習支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活に困窮しているひとり親世帯の、学習に困っている子どもに対し、学習支援を実施します。</li> <li>◆少人数指導や習熟度指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実などを進めます。</li> </ul> <p>【福祉推進課／教育総務課／教育推進課】</p>	母子 父子
②就学援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆経済的理由により子どもの就学に困っている保護者を対象に、学用品費や学校給食費等を援助します。</li> </ul> <p>【教育総務課】</p>	母子 父子
③奨学金の貸付等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆進学に必要な教育資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度や、給付型奨学金・減免制度などの情報を提供し、経済的不安の軽減に努めます。</li> </ul> <p>【福祉推進課／教育総務課】</p>	母子 父子
④進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ります。</li> </ul> <p>【教育推進課】</p>	母子 父子

## 基本目標3 生活支援の充実

### 1. 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の支給や貸付などに関する相談を充実し、適切な情報の提供に努めます。

個別施策	取組内容	対象
①児童扶養手当の支給	◆ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施します。 【福祉推進課】	母子 父子
②ひとり親家庭等児童福祉金の支給	◆ひとり親家庭等の児童に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的として、福祉金の給付業務を実施します。 【福祉推進課】	母子 父子
③母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談支援	◆ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と子どもの福祉の増進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する相談支援を行います。 ◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供に努めます。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦
④生活福祉資金貸付制度の情報提供	◆社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の情報提供に努め、社会福祉協議会と連携した支援を行います。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦

## 2. 医療・住宅支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定と生活基盤の立て直しを促進するため、医療費の助成を行うとともに、住居の確保などに関する情報提供を行います。

個別施策	取組内容	対象
①ひとり親家庭への医療費助成の実施	<p>◆ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成します。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子 父子
②母子生活支援施設の活用	<p>◆母子家庭の状況により、必要と判断した場合には母子生活支援施設への入所措置を行います。</p> <p>◆DVからの避難などさまざまな事情で入所した母子家庭に対し、心身と生活を安定させるための相談援助を進めながら自立を支援します。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子
③公営住宅における優先入居等の推進	<p>◆町営緑地公園住宅のあき家待ち入居募集の抽選時に、ひとり親家庭の抽選回数を2回とする倍率優遇方式による優先入居を実施します。</p> <p>◆府営住宅の入居募集に関する情報提供を行います。</p> <p><b>【都市計画課】</b></p>	母子 父子
④住居確保給付金による住居の確保	<p>◆離職により住居を失った方、そのおそれのある方に住居確保給付金を支給し、住居の確保につなげるとともに、就労支援など自立に向けた支援を行います。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子 父子 寡婦
⑤住宅支援	<p>◆住宅支援として、大阪府を通じて、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の補修等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付を行います。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子 父子 寡婦

## 基本目標4 ワークライフバランスの実現

### 1. 就労支援の強化

ひとり親家庭等の経済的な不安の解消と、自立した安定した生活に向け、一人ひとりに応じた就労支援、情報提供などを行います。

個別施策	取組内容	対象
①母子・父子自立支援員による就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハローワークへの同行など、母子・父子自立支援員による就労支援を行います。</li> <li>◆ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関と連携して実際の就労に結びつくための支援を行います。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子
②自立支援プログラム策定事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを個別に作成し、きめ細やかな就労支援を行います。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子
③子どもの就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談支援や就業情報の提供などを行います。</li> </ul> <p>【福祉推進課】</p>	母子 父子 寡婦
④その他の就労支援・就労促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。</li> <li>◆就職困難者を対象とした地域就労支援事業を実施し、地域での就労支援を実施します。</li> <li>◆三島地域の三市一町合同就職フェアを開催し、地元での就労を促進します。</li> </ul> <p>【福祉推進課／にぎわい創造課】</p>	母子 父子 寡婦

## 2. 能力向上への支援

ひとり親家庭等の親が、能力や技能などの向上や資格取得などにより、安定した就労・就業ができるよう、給付金や講座・訓練などの情報を提供します。

個別施策	取組内容	対象
① 高等職業訓練促進給付金の支給	◆看護師など、就職に有利かつ経済的自立に効果が高い資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金を支給します。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦
② 自立支援教育訓練給付金の支給	◆ひとり親家庭の親が指定講座を受講した場合に、講座修了後に給付金を支給します。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦
③ 就業資格取得促進事業の実施	◆町独自の支援策として、自動車運転免許など、就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成します。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦
④ 就労に関する情報提供の充実	◆大阪府母子家庭就業・自立支援センターが行う講習会など、能力向上の機会について情報提供を行います。 ◆ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報を提供し、就職に必要な技能や知識の習得、訓練機会の提供などを促進します。 【福祉推進課】	母子 父子 寡婦
⑤ 親の学び直しの支援	◆ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。 【福祉推進課】	母子 父子

### 3. 働き方の見直し促進

働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できる「働き方改革」を受け、長時間労働の解消や正規雇用への転換などを働きかけていきます。

個別施策	取組内容	対象
①ワークライフバランスに関する広報・啓発	<p>◆ワークライフバランスの趣旨や重要性について、広報しまもとへの掲載や講座の開催を通じ、住民や事業所に周知・啓発するとともに、情報提供に努めます。</p> <p>【にぎわい創造課】</p>	母子 父子 寡婦
②企業等への働きかけ	<p>◆非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金の活用を働きかけます。</p> <p>◆特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を働きかけます。</p> <p>【にぎわい創造課】</p>	母子 父子 寡婦

## 基本目標5 啓発・交流の推進

### 1. 啓発の推進

ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることがないように、住民、企業など地域全体に向けた人権教育・啓発の取組を推進します。

また、子育ての負担や不安が増大する中、子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を与える児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、配偶者からの暴力（DV）防止などの取組を進めます。

個別施策	取組内容	対象
①人権啓発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、啓発等の取組を進めます。</li> <li>◆ひとり親家庭等が社会を構成するさまざまな家族の一形態として認識され、地域でいきいきと生活ができるよう、啓発等の取組を進めます。</li> </ul> <p>【人権文化センター】</p>	母子 父子 寡婦
②児童虐待防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆11月の児童虐待防止月間において、子どもの虐待を広く知らせ、虐待防止に向けて、オレンジリボン運動を展開するとともに啓発等の取組を行います。</li> <li>◆家庭児童相談員への通告に加え、育児相談等関係部局などからの情報により、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。</li> </ul> <p>【人権文化センター／子育て支援課】</p>	母子 父子
③配偶者からの暴力（DV）・デートDV防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆DVやデートDVの実態や問題点などに関して理解を深め、DVやデートDVを許さないという意識を広く共有できるよう、広報やリーフレットなどを通じ積極的に啓発を行います。</li> <li>◆これらの被害当事者に対しては、関係機関と連携し、保護やその後の自立に向けた支援を行います。</li> </ul> <p>【人権文化センター／福祉推進課】</p>	母子 父子

## 2. 交流の促進

精神的・肉体的な負担が大きいひとり親家庭等が孤立することなく、当事者同士で相談や情報共有できるよう、団体の支援などに努めます。

個別施策	取組内容	対象
①母子寡婦福祉会への支援	<p>◆町内在住の母子家庭や寡婦で構成される当事者団体である母子寡婦福祉会に補助金を交付し、親睦会やイベントでの交流をはじめとした活動を支援します。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子 父子 寡婦
②当事者交流の機会の提供の検討	<p>◆他市町村での実施事例などを調査し、当事者同士で相談や情報共有できる機会や場を作るための手法を検討します。</p> <p><b>【福祉推進課】</b></p>	母子 父子 寡婦



第4期 島本町ひとり親家庭等自立促進計画

## 参考資料



# 1 島本町住民福祉審議会 条例

昭和 61 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき島本町住民福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、住民福祉に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず住民福祉に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が委嘱し、その任期は前項の特別の事項について審議を終了したときをもって終わるものとする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の定足数は、委員及び議事に関係する臨時委員の 2 分の 1 以上とする。

3 審議会は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月27日条例第11号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 島本町住民福祉審議会 委員名簿

氏名	所属	備考
明石 隆行	種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授	会長
足立 美貴子	公募委員	
伊藤 良子	公募委員	
小田 泰宏	藍野大学 医療保健学部 教授	
梶丸 典子	島本町母子寡婦福祉会 役員	
加藤 辰男	一般社団法人 高槻市歯科医師会	
岸 大輔	一般社団法人 高槻市医師会 理事	副会長
木村 和成	立命館大学 法学部 教授	
草野 史生	社会福祉法人 大阪水上隣保館 法人事務局 次長	
後藤 米子	島本町介護者家族の会 幹事	
杉本 茂	島本町年長者クラブ連合会 会長	
谷川 淑子	島本町人権まちづくり協会 副会長	
中村 智	島本町社会教育委員会議	
中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会 会長	
鉢窪 泉生	大阪府茨木保健所 次長	
三宅 守	島本町身体障害者福祉協会 副会長	
横井 正子	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 理事	令和元年11月30日まで

### 3 島本町住民福祉審議会 開催経過

名称等	年月日	内容等
令和元年度第1回 住民福祉審議会	令和元年 7月12日(金)	1 第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート(案)について 2 その他
令和元年度第2回 住民福祉審議会	11月1日(金)	1 「第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況について 2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」策定に係るアンケートについて 3 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の概要について 4 その他
令和元年度第3回 住民福祉審議会	令和2年 1月15日(水)	1 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」策定に係るアンケートについて 2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の素案について 3 その他
令和元年度第4回 住民福祉審議会	3月19日(木)	1 第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画(案)について 2 島本町地域福祉計画の進捗状況について 3 その他

## 4 用語集

用語	内容
延長保育	保育所において11時間または8時間の保育利用可能時間の前後にさらに預かり時間を延長して、子どもの預かりを行うこと（延長保育料が必要）。
児童虐待	保護者が児童に対して、身体的・性的・心理的な虐待を与える、またはネグレクト（養育の放棄、怠慢）を行うこと。 児童虐待と思った時の通報先「（局番なし）189」。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の自立支援のため、ひとり親家庭等で児童を養育している母、父、または父母に代わって児童を養育している者に対して支給される手当のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体（社会福祉法人）のことで、都道府県、市町村ごとに組織されている。島本町社会福祉協議会は、ふれあいセンター内にあり、生活困窮者への自立相談支援事業や、各種相談業務、生活福祉資金の貸付、地域での子育てサロンの実施、ボランティアセンターの運営、介護・福祉サービスの提供などを行っている。
自立支援プログラム	児童扶養手当を受給しているひとり親の自立のため、ハローワーク等と連携し、母子・父子自立支援員が、個々の状況・ニーズに対応した就労支援のための計画のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や交際相手など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のこと。単に殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的行為の強要、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為なども含まれる。
デートDV	DV（ドメスティック・バイオレンス）の中でも恋人同士の間で起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含まれる。
病児・病後児保育	児童が病気の間または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービスのこと。
母子生活支援施設	DV被害など、さまざまな課題を抱えた18歳未満の子のいる母子家庭が入所し、母子の生活と自立を支援する施設のこと。退所した母子家庭についても相談その他の援助を行う。
母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため、18歳未満の子の進学や親自身の技能習得、転宅など必要な資金を貸し付ける制度のこと。（無利子または低利子。年収などによる制限あり。）
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のことで、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。





## 第4期 島本町ひとり親家庭等自立促進計画

---

発行 令和2年3月

島本町 健康福祉部 福祉推進課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL 075-962-7460 / FAX 075-962-5652

<http://www.shimamotocho.jp/>